

平成22年第12回邑南町議会定例会(第10日)会議録

1. 招集月日 平成22年11月29日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年12月16日(木) 午前 9 時30分
散会 午後 4 時 7 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	9 番	亀 山 和 巳	10 番	日 高 學
11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹	14 番	長谷川 敏郎
15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹				

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	松 本 正						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治	定住企画課長	東 義 正
財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二	町民課長	表 正 司
税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司	農林振興課長	坂 本 敬 三
建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史	保健課長	大 矢 輝 美
会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第12回邑南町議会定例会議事日程(第10日)

平成22年12月16日(木) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成22年第12回邑南町議会定例会(第10日)会議録

平成22年12月16日(木)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第12回邑南町議会定例会第10日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番日高學議員、11番石橋議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第2、一般質問。これより一般質問を行います。一般質問は通告順に行います。予め一般質問の順番を申しあげておきます。1番長谷川議員、2番石橋議員、3番大屋議員、4番宮田議員、5番清水議員、6番亀山議員、7番山中議員、以上7名でございます。それでは通告順位第1号、14番長谷川議員登壇をお願いいたします。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 14番長谷川でございます。この度の12月議会ではトップバッターとして一般質問を行いたいと思います。一般質問に入る前に過日お伺いしたところでは、石橋町長は退院されたというふうにお伺いしております。一日、一日も早い第一線への現場復帰を心から期待すると同時に、再びこの議場で丁々発止町民のための政策論戦ができるようにお待ちしておりますので是非一日も早い現場復帰を心からお願い、あのう、期待するものでございます。それでは今回の一般質問にあたり2項目を質問しております。第1の問題は、今農業団体また労働組合、消費者も含めて大きな問題になっている環太平洋戦略的経済連携協定の問題です。TPPということで、一体何のことかというようなお話がたくさんあるわけですが、簡単に言えば人、物、金、様々な規制も全て撤回し、関税をゼロにして、日本の農業も産業も含めて国のあり方を根本から変えようとするたいへんな企みだと思います。これに菅内閣は急遽大きく舵をきって、今進めていこうとしています。この問題について、先ず最初にこういう協定が行われれば、農林水産省の試

算によれば米生産は10分の1、更に他の問題でも例えば酪農でも殆ど本州の酪農はなくなるだろう、更に新たに農業関連産業含めて340万人の失業者が出て来るというふうに試算をしています。現在でも5%の失業率、失業率ですから、いわば10人に1人が仕事がない状態になっていく、こういう問題だと思います。こうした問題について今島根県でも様々な試算をしておりますけれども、邑南町にとって具体的にどのような影響があるのか、担当課の認識を先ずお伺いしたいと思います。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) TPPに関してのご質問であります。政府は11月9日に、このTPPについて関係国との協議を開始するということで包括的経済連携に関する基本方針というのを閣議決定をしております。で、農業につきましてはこれまでも、まあ、猫の目行政というふうにいわれるように、あのう、農家としては大変に、あのう、翻弄されてきております。で、私のこの役場生活の中でも恐らくこのTPPに参加するということになると、一番、まあ、大きな出来事になるんじゃないかなというふうに変に危惧している部分がございます。で、ただ今ご質問がありました、まあ、邑南町としての、どの程度のその打撃被害があるのかというご質問でございますが、国については先ほどおっしゃいましたように、農水省が4兆1千億円の農業生産額が減るというふうに発表しております。それからちなみに島根県の方がつい先日発表になっておりますが、ええっと、これは、あのう、農水省が19品目について計算、試算をしておりますが、島根県の場合は関係する6項目について、6品目について試算がされております。まあ、一つ例を申しあげますと米の場合は90%がマイナスになるだろうということで県内全体で210億円、牛、牛肉については75%のマイナスということで、47億円というふうな試算が出て、出ておまして、関連項目6項目全体で、315億円の減少というのが島根県の試算でございます。で、これに対して邑南町でございますけれども、19品目のうち邑南町に関係のある物が米、牛乳、生乳ですね、それから肉牛、豚、養鶏、まあ、ここらあたりなると思っておりますが、で、米の場合は飯米を除いて、まあ、計算してみました。飯米を除けばですね、出荷量が、あのう、推計でございますが5千トン出荷されております。で、これが、あのう、国の試算では新潟コシヒカリと有機米で10%程度は残るだろうという試算をされておりますが、まあ、邑南町の米が何%残るかというのは非常に、まあ、定かではありませんが仮に5%程度の有機米を頑張ってやったと、まあ、仮定をいたしますと、10億2千万円、10億2千万円のマイナスになります。減少率で言いますと95%のマイナスであります。それから生乳につきましては、先ず国産の乳製品が外国産の約3倍、それから牛乳については約2倍の価格で販売されております。で、外国産から安い物が入って来るということになりますと、先ほどおっしゃいました北海道産が殆ど全国的に占めてしまうだろうということで都府県の生乳については、まあ、全滅するであろうと言われておりますので、ここが100%のマイナスで5億6千万の減というふうに見ております。それから肉牛につきましては4等級と5等級の上位等級は、あのう、国産牛が残るであろうと、下位クラスについては外国産に置き換わるということで、ちなみに邑南町の、まあ、上位等級比率というのがだいたい3割程度であります。ですから、まあ、7割が減少するというふうに試算をいたしますと2千2百万円の減少ということになります。これは肉牛であります。それから豚、養鶏等もございしますが、これは国の試算では3割程度が残るということで、これは、まあ、あのう、金額も算出はしておりますが、これを発表すればですね、あのう、業者の特定になりますので、これはちょっと控えたいと思いますが、まあ、結果といたしまして、

19品目中の5品目の総合計がですね、18億6千万円、88%程度が減少するんじゃないかというふうに見込んでおります。それから、あのう、邑南町それ以外にも野菜ときと、野菜とか、あるいは乾椎茸あるいは菌床椎茸等もございますが、これについては国の試算もございませんし、関税も、まあ、10%以下ということで、まあ、そんなに影響がないのかなというふうに思っておりますので、そういう物も、まあ、分母に仮に含めたとしますと、全体で75%程度の減少になるのかなというふうに試算をしております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) このT P Pの問題では、あのう、例えば前原、あのう、大臣は国産農業のG D Pに占める割合はたった1.5%だと、98.5%がこれのために犠牲になって良いのかというふうにも発言して大きな問題になりました。で、やはりそうした問題は、事実と違うことがマスコミを通じて徹底的に流されているというふうに思います。というのはですね、あのう、日本のG D Pに占める農業の割合が1.5%というように言われておりますけれども、アメリカは1.2%なんです。そしてドイツは0.9%、イギリスも0.9%、つまり日本より低いんです。で、そういう国では、じゃあ農業を捨ててるのかという、そうじゃあないんですね、やっぱりしっかりとした保護をしています。アメリカでさえも徹底した保護をしています。で、そういうことの中で日本としてはもうそういう対策のた、あのう、ことは全くせずに突き進もうとしているところが大きな問題だと思いますが、あわせて先ほど課長が答弁していただきましたけれども、やっぱり農水省の試算というのは甘いのかなというふうに思います。その金額的な数字の問題は確かにそうでしょうけれども、例えばいったい1割しか残らない、まあ、あのう、その農水省の基本は国産米は外国産の4倍もしてると、だから残らないんだということなんです、60キロ当たりで計算を農水省がした根拠は、3千420円、一袋が千710円のお米で勝負をなさいと、で、現在の日本の大規模農家で20ha以上の農家でも様々なコスト低減や機械のコスト削減を図ってもですね、現在、1万2千6円ですから一袋6千円です。そういうもので4倍の値段で勝負しろということがおかしいし、なお、かつあわせて農業の問題というのは単純に自分とこだけが特産米を作っていれば生き残れるとか、そういう問題ではありません。殆どが灌がい農業ですから水路の維持管理、一体誰がするのか、更に使う農機具は大規模農家を中心にしか農機具は造られなくなると我々のような1町前後の農家に対する農機具もなくなります。そしてまた肥料にしてもクレコンを使って今、今なら一袋20キロの肥料がありますけれども、これも200キロ単位とか、でしかも買えなくなってしまう。実際に農業ができなくなっちゃうんですね。ですから10%残るとというのが私は甘いというふうに思います。で、そういう中でほんとに地域が崩れていくということになりますと、これは、あのう、農業だけではなくありません。林業についても解放しようということですから林産物についても安い値段で入ってまいります。で、そうすると今でも荒れている林業産地がですね、更に荒れていくということになっていきます。で、林業の、あのう、多面的機能っていうのは70兆円って言われていますから、これが崩れていくということになりますと大きなことになってまい、いくと思います。例えば、あのう、邑南町では棚田が多いわけですがけれども、これが耕作放棄地になって実際に畦がイノシシに崩されて、水田の洪水調整機能がなくなったということになりますと、これは、あのう、全国の調査ですがけれども、耕作放棄になった場合に年間で1町歩あたり35トンの土砂が流出するというふうに言われています。それぐらいやっぱし危険なことで、国土の保全の問題も含めて深刻な問題だと思います。で、そうした中で来年に向けて、生産、お米、来年

のお米作りに向、向けてですね、政府は始めて800万トンを割る配分をしました。更にそれに加えて島根県では、減反の配分ルールの変更を提起してまいりました。この点について改めて課長にお伺いしたいと思います、こういうふうにT P Pなんかの問題が言われてる中で中山間地の役割が先ほど申したように非常に大きなウエイトを占めている、そしてまた売れる米しか生き残れないと言って、言って、言ってるなら、その売れる米を作っている中山間地にきちんと米を作らせろという話が当然だと思うんですが、そういうところに米作りを減らせというようなルールが決まったその経過と、あのう、考えについて、また町の受け止め、水田協の考え方についてお伺いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 生産調整についてのご質問であります。で、今まではですね、あのう、3年おきに県内の配分ルールというのが、改正されておまして、今回が、まあ、第3回目になるのかなと思いますが、で、これ、まあ、まず、あのう、これまでの県内配分の考え方がどうであったのかというところから、あのう、報告をさしていただきたいと思うんですけれども、今まではいわゆる、まあ、適地適作という考え方が反映されておまして中山間地ではなるべくお米を生産しましょう、そして平場では可能であれば麦大豆を作りましょうというふうな考え方があっておりました。で、これは一種の、まあ、転作代行という考え方だろうと思いますが、これまでは産地確立交付金あるいは経営安定対策等によってですね、麦大豆を作っても主食な、米並の所得が得ることができたという制度がございました。ところが今年からその産地確立交付金が、まあ、需給率活用事業でしたか、いう名前、名前がちょっと変わりましたが、その、それに変わったことによって、麦大豆への配分が、いわゆる転作の奨励金にあたる部分ですけれども、これがずいぶん減額されております。で、更に米に対して所得補償というスタイルで、交付がされるということになったものですから、今までのその転作代行をしていた折り合いのついていた制度が今年の制度の改正によってずいぶん立場が変わってしまったということが言えます。で、今まではですね、県内でのその転作率を見ますと平均で今年の場合35.8%でございます。で、一番低いところは17.1%、それから高いところでは44.6%というふうにかなりの大きな差がついておりました。ところが、まあ、さっき言いましたように、転、転作の奨励の部分でたくさんの補助金もついておりましたので、転作の代行制度が成り立って今まではそんなに格差はあったとしても大きな文句は出ずにここまでできていたというのが実態のわけです。ところが、まあ、そういう制度改正があったものですから、平場の方からやはりこのままでは格差が大きすぎるというふうな反発の声が上がってまいりまして、島根県の水田協もなんらかの是正措置をしなければならないというふうに判断をされたようであります。で、我々が主張してまいりましたのは中山間地域において転作が強化されるということになりますと耕作の放棄地の増加というふうなものへ直結してまいります。それから更に県の基本方針に基づいて適地適作ということが、あのう、米作りの基本方針に述べられておりますが、あるいは良質米を作るんだという、まあ、大きなお題目があるわけではありますが、まあ、これを最優先するべきだというふうに主張してきております。で、仮に中山間地域で転作を、が増加せざるを得ないということになれば単に県の水田協も配分をして、ああ良かったというだけではなくて、やっぱりそれに対して何らかの営農が持続できるような対策あるいは水田の、転作田の活用策、そういうふうなものもあわせて提示をしてもらわなくては困るというふうなことを主張してまいりました。まあ、これがこれまでの経過でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、今年、まあ、国が先ほど申したように始めて800万トンを割るような、あのう、配分をしたわけですが、国の考え方ですけれども、これまでその過剰作付けがあった場合には、ペナ、ペナルティを科せるというのがありました。しかし今回これは無くなったんですね。で、あのう、まあ、実際に、あのう、各県別の配分、20、23年度の配分と22年度の作付けをみると、例えば福島県だとか、千葉県だとか、もう1万ヘクを超えるような大規模な面積で、まあ、一応国の配分よりもたくさん作付けしてると、ただ、そういうところにも実際には、そのあんまり減ってないわけなんです。で、あのう、例えば岡山県なんかは千ヘクぐらい多く作付けを去年してるんだけど、逆に今年250ぐらい増えてるんですよ。で、それは何かっていうと売れる米作ってるところはしっかり作れみたいな話なんですよ。売れる米と売り、その米を売り切ったところには作れていう話なんです。で、そういう意味ではこの邑南町にとってこういう新しい配分ルールを受け入れる余地は私はないと思うんですが、で取り分けそういう意味でも戸別所得補償政策の中では米戸別所得補償モデル事業の交付対象者を需給調整達成者として農家の主体的な経営判断による対応を期すと、これ、これによりペナルティを廃止ということになっております。ですから戸別所得補償欲しいんなら、減反をなさないとそうでないんなら経営の主体的判断ですよっていうことなんです。で、実際問題として邑南町でも様々な形で戸別所得補償に加入していますけれども、例えば3反とか4反の場合に、1反を減反をする、あと2反で作付けをする、ただ、そのあと1反分は飯米用だということで戸別所得補償の対象にならない、後の1反だけだと。1万5千円もらったよりも全部作付けして売れる米としてしっかり売った方が絶対農家としては得なわけですよ。で、これからそのTPPの動きがどうなんなるか分かりませんが、とにかく今作付け、稲作の作付け基盤をどう潰さないかっていうのが私は一番大事なことだというふうに思うんです。で、国の方もそういうふう形で舵切ってやってるときに今なんでその島根県はこんな形の、その中山間と平場と喧嘩させるようなこういう極端なその配分のルールの見直しを押しつけてきたのかと、私は納得できない気がするんですが、この点では町の対応についてもう一度伺います。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 生産調整の県内配分をもうしなくても良いんじゃないかと、まあ、例えば所得補償をもらうためにやはりこういうものに加担してこれからもやっていくのかどうかというふうなことだろうと思いますが、確かに、あのう、最初言われたようにですね、あのう、ペナルティがなくなっております。で、これは所得補償が創設されたときに当然作り過ぎれば、あのう、お米が下がるということでありますから、まあ、大半の方が加入されるであろうという農水省の見込みで、ある程度需給バランスは、まあ、取れるんだろうというふうに、まあ、当初は見込んでおったようです。ところが、まあ、実際は、まあ、東北の方を中心に非常に過剰作付けの県が20数県発生しておりまして、それから先ほどちょっとおっしゃいましたように来年の配分につきましてもですね、あのう、それに対するペナルティもありませんし、むしろ超過県についても配分量が、まあ、増えているというふうな実態も確かにございますので、それについて我々も、あのう、どういう計算方式でこれが、あのう、やっ、やって、国がやっているのかというのは非常に、あのう、疑念をもっております。で、ただですね、あのう、東北のあたりのその超過県の農家についても恐らく今年のような米価の下がり、は想定していなかったんじゃないかと思うんですよ。で、そこそ

この値段で売れるんで、じゃあ1万5千円なんかもらわなくても、もう目一杯作って、その関東で売りさばけばなんとかなるという思いもあったと思うんですが、まあ、恐らく今年のような状況が発生して、まあ、そのあたりの農家さんが来年に対して今度はどういうふうな考えを持たれるか、やはりこれほど下がったんでは所得補償がなくてはやっていけないというふうに判断をされるのかによって、また来年の米価なり生産数量に影響して来るんだというふうに思われます。で、あのう、所得補償自体今年から始まったばかりですので、今年1年の結果だけを見て、邑南町としてこれからもこういう制度に参加するのかなのかという判断は非常に厳しいと思いますので、まあ、せめてもう一年様子をみるべきだろうと、で、来年その超過県が20数県あるわけでありますがそのあたりの状況が、まあ、どうなるかによっては、また県とも相談をしながら根本的なところを考えなくてはいけないのかなというふうに考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) この問題では議長も含めて、副町長と一緒に県の方にこれじゃあやれんということで申し入れもしていただきました。で、JA雲南の方もそういう申し込みもどんどんしています。で、そういう中で、先日、昨日の15日の山陰中央新報では、反発があったということで、このため米の作付面積を算出する、する際、多く栽培される酒米、餅米の生産実績を盛り込むなどしたということが書いて、明日に最終決定があるようでございますが、酒、酒米や餅米の生産量は圧倒的にJA雲南が多いんですよ。島根おおちと邑南町は少ないんですよ。結果的にはあっちがたくさんで押し切られて邑南町がひどい目、ひどい目に遭うっていうか、あのう、たくさん減らされるという結果に、今なってるんじゃないかという点ではもっとこういう情報、早く動きがあるんなら担当課の方は議会にも知らせたりして、対策を取ったり動きをするべきだったと思います。で、そういう点で、坂本課長は今後の、島根県の今後の水田農業の展開方向等を検討する会の検討会のメンバーになっていますが、そういう転作の配分の見直しは、いつ頃県の話の中で出てきた、情報として入ってきましたか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 今回のその転作の配分ルールの、まあ、改正でありますけれども、まあ、我々にとってみれば改悪ということになるんでしょうが、あのう、先ほど言われましたその島根県の水田農業の展開方向、これについては農業全般の特に、まあ、水田農業をどうするかというふうな、あのう、まあ、短期3年から5年ぐらいのスパンでの、まあ、計画づくりをしたわけでございますが、この中で具体的に県内の配分ルールのどうするかというふうな話題は出ておりません。で、県内の配分をどうするかというのは、あのう、その水田農業のか、展開方向を考える会ではなくて県の水田協、これは農協中央会あるいは県もちろん入っておりますし、各水田協から、あのう、地域水田協からも代表者が出ておりますが、この場で話合われたものであります。で、時期的にはですね、8月ぐらいから11月にかけて、合計で5回のそのシステム検討会が行われております。で、4回目まではですね、あのう、島根おおち水田協の配分はですね、概ね今年とそんなに変わらない計算ルールで推移をしてきておりました。ところが最終回の部分でその先ほど言われた酒米、餅米が1、1%部分、そこへ、まあ、優先配分しようということで急遽、計算方式が変わりました。で、このことによって邑南町あるいは島根おおち水田協内の配分面積が、まあ、減ったという結果になっております。で、雲南地域につきましてはもう、2回目ぐらいの会議のときから

既に先ほど言いましたように10、片や17%、片方はもう45%があるわけですから、当然こう埋め合わせるわけですね。そうすところにいる地域は、もうこうなることは分かっておりますんで、予め、まあ、雲南さんはすぐにその県庁へ行かれましたけども、これはもう2回目から予想されていたことで当然、あのう、前準備がしてあったと思われまして。で、我々については、ええっと、5回目これは11月の26日であります、この11月の26日に初めて60数ヘクタール分、更に転か、転作の追加が必要だという話が出たものですから、我々も、まあ、少し慌てて県庁へまいったということになります。まあ、そのへんが、あのう、雲南とこのあたりの少しスタートが違ったのかなというふうに思っております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そういう意味でもやっぱり邑南町としても、また、あのう、農協としても、また水田協としてもですね、動きや情報収集や構え方が、やっぱり、あのう、生ぬるいと、で、そういう結果をすべて最終的には農家へかぶせればそれで良いんだということには済まないと思うんですが、その点で副町長最後に一言そういう対策も含めて、農家には不利益を与えないようにどうするかということで、お考えをお伺いいたします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ほどの質問でございますけれども、最終的に邑南町の農業が成り立っているようにどうするべきかということに落ち着くんだろうというふうに思いますが、確かにこのT P Pの問題にしましても、今回の需給調整の配分の考え方にしましても、非常に町として受け入れられるものではないというふうに認識をしております。特に今回のT P Pの問題にしましても、いろんな影響等、国内での影響といったことに関して、事前にその試算等もなされず、先に参加の表明がされるとかそういった非常に農家にとって無視できない状況になってきておるわけでございます、その点考えてみますと、国、国際的な面等で、T P Pの問題がされておるわけでありまして、今回の需給調整等も考えてみますと国内で同じような問題が起きているというふうな受け止め方をする必要があるんじゃないかというふうに思っております。というのは平、やっぱり平場での、あのう、農業の生産性の高さで中山間地での低さ、あるいは経費部分の問題いろんな面を抱えておまして、そういったことも含めて、これまでも、まあ、町長もまだその入院前には10月の確か8日だったと思いますけれども、県の方にそういったこの問題に対して、米の下落問題あるいはこのT P Pへの反対の行動要請のお願いでありますとか、そういったことで、10月8日には既にその組合長と同行してそういう要請も行ってきておりますし、私の方も、先日の、には議会の方の代表として議長さんにも同行していただき、また組合長さんにも同行していただいて、一緒になって県にそういう要請をしてきております。一応町としてもそういった対策といったものはとっておりますけれども、国あるいは県に同じ要請をしなければならないと思うんでありますけれども、やっぱり生産性あるいは競争、競争力を持った対策といったものをですね、やっぱりそのはっきりとした農業政策を示してもらおうということが、まあ、非常に重要なことだろうと思っております。まあ、あのう、町としましてもそれでは手をこまねいているというわけにもいきません。やっぱりその今言われております6次産業でありますとか、安心、安全な食料の作るための対策といったものも、町独自のものも出さなければならないのではないかなというふうな考えた、方をもっておりますし、またある、逆に、あのう、逆と言いますか、これ以上に町が独自の販路をいろ



いる確立していくというのは対策も作っていかなければこれからの農業が、あのう、維持できなくなるんじゃないかというような思いをもって今いろいろと検討はしておるところでございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** まあ、あのう、これからほんとに来年の米づくりについて皆さんが考えていく時期でございますので、決してその生産意欲が落ちないように、しっかりと米づくりに対して町も支援して応援していくんだと、そういうやっぱしメッセージを絶えず発信させ、あのう、することが耕作放棄地対策も含めてですね、大事なことです。是非よろしくお願ひしたいと思います。次に2番目の国民健康保険税についてでございます。今年の9月の決算議会でも反対討論いたしました。そういう中で是非ともですね、資産割を軽減していくべきではないかということです。で、国保税では7割、5割、2割軽減がございすけれども、その軽減は、あのう、応益割の方で応能割には関係ありません。で、例えしゅく、あのう、所得がなくても固定資産があるために資産税、資産割がかかって来るということがございます。で、是非それはやはり見直してほしいと、で、せつ、折角、あのう、1億2千万も基金があるわけですから、資産割で集めているお金は2千万ぐらいですので、その減税の財源にも当然できるんじゃないかというふうに思います。9月議会の決算のときには今後国保の広域化という問題が言われる中で、多額の基金を貯め込んでいする必要はないんじゃないかということを思っておりますが、出していただいた資料でも、一般被保険者の部分でもですね、総所得金額が無いものが世帯数で517、相当数占めているにも拘わらず、この方々にも一人当たり1万5千550円の国保税がかかっています。で、これはやはり正に酷な税、酷保税ではないかというふうに実態として思うわけでございます。この点についても9月議会のときに町長は、低所得に、低所得者について突っ込んだ対策を考える必要があるというふうに答弁もしております。そういう意味でもどういうふうにこれが検討されたか、更にあのときも提案いたしました。扶養者が、家族の扶養者が増えたら国民健康保険税が上がるシステムというのは国民健康保険だけなんですね。で、外の保険では、あのう、扶養者が増えても別に国保、あのう、保険料が上がるわけではありません。所得に対する保険料率で決まってきます。で、そういう意味では、家族が多ければ保険税が高いつていうのも、これは考えてみれば、取り分け23歳以下の特定扶養親族、高校生以下とか大学に在学中の遠隔地の資格者だとか、こういうところは、あのう、均等割ですか、平等割りですか、これを軽減、免除することは、あのう、できないのかと、現実にかいこうことをやってる市町村も全国ではあるようですから、是非研究して欲しいということです。それから未収金だとか限度額を上乗せになった部分について、あのう、限度額を上回った部分は全体でカバーするわけですが、そういうルールはやっぱりおかしいということで、これに対して町の一般会計から繰り入れをしていくルールを作るべきではないかと。それから申請減免の収支徹底を図るべきだという提起をいたしました。これらについてどのように今話が進まれ、進んでいるか、来年度の予算を立てていく時期でございますから、考えについてお伺ひしたいと思います。

●**表町民課長(表正司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、表町民課長。

●**表町民課長(表正司)** 国民健康保険税について4点の質問だったかと思います。まず、1点、あのう、資産割を廃止すべきということでございますが、あのう、まあ、今確かに7割、5割、2割の軽減かかる世帯が、千156世帯、まあ、約半、被保険者全体数世帯で言いますと50%を超えとる世帯の割合でございます。確かに所得が少なくても資産がありますと資産割が加算されておるのが、

今4方式を採用している邑南町の国保の今状況でございます。まあ、これにつきましては合併以前の旧町村時代からも4方式を採用しておりまして、これまでずっとこの4方式で、やっておるところでございます。まあ、これが、あのう、最近制度で、制度改正になったということで平成20年度の後期高齢者医療制度が始まったときには75歳以上の方が新しく医療変わりましたので、まあ、そういったときにつきましても資産割につきましては、若干構成が変わって現在も、あのう、割合的には半減したというのが現状であります。まあ、こうして今被保険者の方には4方式で賦課させていただきとるところですけども、この資産割を廃止ということにつきましては、あのう、まあ、いわゆる応能、応益5割、5割、50、50の割合がありますけども、3方式で負担することになるかと思えます。まあ、それが、あのう、全く別の手立てをするということでなくて、まあ、3方式に、に変更するかということになっとなりますが、ただこれを邑南町の国保加入の世帯構成を見たときには、あのう、果たしてバランスがとれるだろうかとも懸念するところでして、今、国で検討されている新たな医療制度のこともあります。今後の動向を見据えた検討も必要かと考えているところです。ので、今年度からの賦課に応能割、応益割の傾斜配分をした賦課方式をとっておりますけども、そうした段階的な検討もあわせて被保険者との世帯構成とも検討しながらシミュレーションやっていく必要があろうかと今考えておるところでございます。それと、あのう、2点目の、まあ、23歳以下の特定扶養親族の免除ということはあるんですが、今国保被保険者で23歳未満については333人の、と把握しております。国民健康保険の財政運営につきましては、被保険者の皆さまから大切な保険料を定められたルールで負担してもらっております。この免除ということにつきましては、まあ、免除とする税額の財源をどこに求めるのか、先ほど基金の話もありましたけども、他の被保険者の方に負担増を求めることになろうかと、なると今の国保の財政事情等勘案しましても難しいところがあると感じております。まあ、あのう、国保自体が、まあ、被保険者の方で支えていくような制度の中からそういったことへ、あのう、皆さん方に納めていただくとなりますと、今の財政事情からみればちょっと難しいかと感じておるところでございます。それから3点目の未収限度額の上乗せ廃止のル―、ルールを、まあ、一般会計からの繰り入れということでございますが、まあ、こうして国保財政厳しい状況が続いている中で、この21年度、22年度と連続して保険税の負担増をお願いしてきました。平成21年度からの算定につきましては、国保財政の厳しい中、まあ、収支不足を生じていることから一般会計から法定外繰入して対応してきているところです。それまで、まず医療費推計をし、国県等の必要額を算入しまして、なお、不足するところを保険税での負担をし、なお、不足するところを基金取り崩しといった対応をしてきておりましたけども、平成21年度からは、この負担増を押さえるために先ず、先に一般会計からの法定外繰入をして負担増押さえる方策をしてきました。そして、なお、不足となる額に対して保険税で負担していただくとして、税率を決め算定してきております。その過程の中では未収分あるいは限度額といった減少される要因となる部分は算入しておりますが、この平成21年度、22年度においては法定外繰入とした一般会計からの繰入と対策をとってきております。まあ、今後におきましても医療費推計をし、保険税率を決定するわけでございますが、国保財政運営の中で財政状況によって大幅な負担増になる場合によっては法定外繰入といった措置の必要があると考えはもっておるところです。それと、あのう、申請減免の周知徹底ということですが、以前もそういった周知徹底をすべきということをお願いしております。税務課と協議する中で、納付書の発送時とか、また、あのう、ホームページとかでいろいろとしん、あのう、周知はしておるところですが、今後も強化して、そういうなところは周知徹底を図りたいと考えておるところです。それから新たに始まった、あのう、失業者に関して

の非自発的につきましても、これはハローワークとの関係もありまして、国保加入時に相談を受けておる、国保加入時には相談を受けて申請、減免を受け付けておるところでございます。まあ、今後におきましてもそういった税務課と協議しながら減税等につきましても周知徹底等を図っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 資産割の廃止を単純にすれば当然それは所得割に、収入の方の、に、あのう、被る部分にいきますから、当然その所得に負担が増えるということになりますので、例えば浜田市なんかは基金を使って資産割を廃止ということを、この度やられたように聞いております。で全体で2千万ぐらいあるわけですから、1億2千万の中でそれを使えば良いわけですし、要するに取りすぎたわけですから、あのう、その何度も7千万の法定外繰入のことを言われますけれども、それは合併後のいろんな調整が不十分だったための清算分みたいなものですから、ある意味じゃあそういうのを踏まえてやっていかにやあいかなと思います。で、ちょっとお伺いしたいんですが、その特定扶養親族23歳以下の分の333人を、もしその免、免税という形にした場合にどれぐらい財政的には必要になるか後で教えていただきたいと思います。それから申請減免も、この前取り上げたときは、3、3件しかないという話でしたが、今その周知徹底を図っておるというんであればどれぐらい増えましたか。その数もお伺いしたいと思います。それから、あのう、これは税務課の方にお伺いしたいと思いますが、資産割の場合に、共有財産の場合は、例えば2分の1、2分の1で、ご主人の方が社会保険で、あのう、奥さんの方が国民健康保険の場合、当然資産割はその固定資産税を2分の1に割って、当然かけていくということで共有の場合は、そういうふうに分けるんだというのがございますが、それがきちんとなさってるかどうか、同時に相続の場合のことですが、相続登記をしていなくても法定相続人というのは確定できますから、その法定相続人に噛み合った形で固定資産割をかけているかどうか、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

●**表町民課長(表正司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、表町民課長。

●**表町民課長(表正司)** 最初の23歳以下の特定扶養親族の、まあ、財源的にいくらかということでございますが、医療分介護全部含めて870万とかでございます。それから、あのう、まあ、周知徹底の中で減免申請が何件あったかということですが、まあ、減免については増えておりませんけれども、あのう、中で、まあ、後期高齢者加入による被扶養者の国保加入ことの申請減免につきましては、今年度で4件、それから非自発的失業者による離職による減免につきましては14件、申請を受け付けておるところでございます。以上です。

●**三上税務課長(三上俊二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、三上税務課長。

●**三上税務課長(三上俊二)** お尋ねになりました、資産割についてでございますが、共有財産の件につきましては、登記簿上で登記されている按分に持ちまして、それに基づいて、資産割に按分して算入しております。相続、法定相続人についてでございますが、これは亡くなられますと届け出によりまして相続人代表者ということで届けを出していただきまして、その人に固定資産税を納めてもらっております。しかし、所有権登記されていない場合は、固定資産税には算入をしておりません。所有権の無いというところで、そのただ登記簿、所有権の確定してない方の分についての資産割は算入していないという現状でございます。以上です。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) それじゃ、あのう、真面目に共有登記をして名簿に載っている人と固定資産の相続の、まあ、例えば亡くなった場合に相続をちゃんとしてなかったり、その法定相続人が何人いるかっていうことを調べずにやっているところは、もう良いですよっていつてこう、税をかけてないわけだということですか。
- 三上税務課長(三上俊二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、三上税務課長。
- 三上税務課長(三上俊二) 国保におきます資産割というのは所有者あってこそということで解釈しておりまして、ですから今議員のおっしゃられましたように登記されていない分に関しましては所有者ではない、財産処分権も無いということで算入しておりません。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) それは事実ですか、相続をちゃんと登記をしている場合に、相続、その固定資産税の納税、まあ、代表者というか、を払ってもらっている人に対して固定資産税はかけていますけれども、相続登記がされていなければ、それは資産割には計算を入れていないということは、納、その国、国民健康保険税の徴収漏れだと思うんですが、そういう事態が幅広く存在しているという実態ですか。
- 三上税務課長(三上俊二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、三上税務課長。
- 三上税務課長(三上俊二) 徴収していないという不備ではなくそうせざるを得ないということで、所有権の無いものを資産割に算入できないという考えてやっております。以上です。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、よく国保の担当者が皆さんが持たれる実務解説とか国保のハンドブックですが、この場合にも相続持ち分の届け出もなく、且つまた固定資産の名義が死亡者の名義そのままであるからという形の場合でも、法定相続人の分についてちゃんとかけるようになっていがあるんです。ご存じですよ。で、ええっと、例えば、あのう、これは茨城県の鹿島市ですが、このところではその実務をしていなかったということで、たいへんな不公平があるということになって、たいへんな騒ぎになって、NHKのニュースも新聞にもマスコミにも書かれました。つまり固定資産税、真面目に相続登記すれば資産割がかかり、まだ、まあ、まあ、まあ、いろいろ忙しいし、登記料もたくさんかかるからって言って、相続をそのまましてない人には資産割がかからないし、逆に相続がしてなくても資産割がかかるとる人もあるし、バラバラなんですよ。資産割の実態というのは。実際に具体的に数としたらどれくらいの件数でどういうふうに掌握されてますか。
- 三上税務課長(三上俊二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、三上税務課長。
- 三上税務課長(三上俊二) 相続人代表者、いわゆる所、所、所有者登録、登記されていない方で相続人を代表者して固定資産税を納めてある方、あるいは所有者ではないが納税管理人として納めていらっしゃる方、いわゆる固定資産税に算入をされていない部分ですが、これは件数にいきまして、

540件。あのう、正確にデーターをちょっと計算して正確には捉えられませんが、ほぼ概数で、概算で540件。その固定資産税額、支払額は980万円というように確認しております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 繰り返、繰り返しますけれども、共有登記をちゃんとしている人は共有のちゃんとあれをして資産割の計算はされている。それから相続登記をちゃんとしてない場合には資産割をかけてない場合もあればかけている場合もある。相続登記を、ねえ、という事例がテンデバラバラだということなんですよ。逆にいうと。ですから、いわば、そういう実態でもまだ資産割にこだわらなければいけないのか、その実務をすることを考えればたいへんな手間だと思うんですけど、法定相続人にちゃんと按分して資産割をかけるという実務はできるんですか、できないんですか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 法定相続人の特定に関しましても、これはいろいろ調査がいますし、果たしてその相続人で今議員のおっしゃりましたそういう実例もあるということでございますが、私の方で担当課とし、ましては、承知しておりませんでしたのでそういう果たして相続人、法定相続人まではっきり確定できるかどうか、そして登記しなくても、それを資産割に算入できるか等もちょっと検討させていただきたいとこのように思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 繰り返、繰り返しますけど、その承知してないという問題じゃあなくて、原則の原則で、その通知は昭和30年代にもう出されていることなんです。だから共有名義の場合は分けるとか、法人の場合はあれだとか、それから、その本人がもってる他の市町村にある固定資産税については、固定資産については、その資産割をかけないとかですね、いろいろなルールは、もう大原則なんです。だけど実際問題として、例えば、死亡届が出されたときに今後どうなりますかとか、法定届人の名、あのう、書類があっても実際には記入がないとか含めて現実には把握できないんです。だから把握したところは資産割をかけるし、把握できないところはそのままだし、要するに徴収しないし、で、共有名義のようにちゃんとしたところはかけるしという、そういうこの不公平な税というのはもうやめれば良いんじゃないかと。逆にいうとそれをするために全部調べる手間を考えたりそのデーター化をしたら莫大な金がかかるんです。それで今国の方もそういうことはやめて行くよという指導が来てるはずなんです。そういう意味でも資産割はやっぱしそのなん、かつては農業で、農地がそれなりの資産価値をもって利益を産み出してましたから、そういう評価をしていっても良かったんでしょうけれども、今はほとんど、国民健康保険に加入している世帯は、あのう、農家だ、じゃなくて、失業していたり、年金生活者だったりそういう所得の無い人達です。そして農地も家屋も利益は産み出さない、そういうものに税をかけていくということが果たして良いのかどうか、やはり私はこの資産割はやめて、取りあえず、あのう、それを全体にふり戻すのではなくて、2、3万を必要であればその分は基金を崩して対応するという形で、ええっと、平成25年ですか、広域化に向けて、もう既に動、動き出しているわけですから、あのう、そんなたくさん基金をもって行く必要はないわけですし、そういう意味でいうと恐らくそういう、その対策が必要だというふうに思いますが、副町長いかが思い、いかがお考えでしょうか。

●桑野副町長(桑野修) はい。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 国保の資産割の廃止ということでございますけれども、確かに今ご指摘がありましたように、部分的には不公平な部分のところがあるということでもあります。ただ、あのう、確かにこの制度が出来た時点のときの、この資産税割りの意味といったものは今言われましたように、そのどう言いますか、所得税割りを補完する意味で所得、資産割というものが設けられたという経緯がございます。そしてそれが導入された部分が殆どの場合が農山村地域が導入して都市部が導入していないという実態があったことは承知をしているところでございますけれども、その点で考えますと、その国保の制度が出来た時点では、あのう、農村部の方が導入した意味は、それは、あのう、理解できると思うんですけれども、当時の段階から言いますと、現在の加入者の中ではある程度その資産税割については考えなければならぬ時期がきているというふうに思っております。ただこれにつきましては、ここで即、その廃止をしますという返事をするわけにもまいりません。と言いますのが、まあ、これはまた、あのう、町の方針を決める上で国保運営協議会の方に、そのお諮りをしてそこでのご意見をいただいた上で判断をしていきたいと思っておりますけれども、今ご指摘をいただきました部分につきましては、理解ができるものであります。ただこれについて即その基金を取り崩して約2千200万円相当が入っていると思っておりますけれども、これを基金取り崩して賄うという考え方については少しまだ検討する余地があるのではないかというふうに思っております。特に広域化に反対をするという立場からすると広域化をしないいうのを前提にしてされるべきではないかというふうに思いますので、そのへんもご理解をいただきたいと思ひますし、運営協議会の方に、この議題をもってまいりたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。時間となりましたので簡潔にお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、これは高度に政治的判断を伴うものでございますので、町長が現、現場復帰されれば早速に協議をして前向きな方向への検討をしていただくように要望して、私の一般質問を終わります。

●議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は10時45分といたします。

—— 午前10時32分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして一般質問順位第2号11番石橋議員登壇をお願いいたします。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 11番石橋でございます。町長が10月の12日で行われましたか、入院をされました。大変長期の入院になりましたけれども、無事退院をされたということで安心しております。1日も早い現場復帰を望むものでございます。さて、今年は、毎年暮れになりますと、いろいろな催し、あのう、がございます。そしてその年の世相を反映した言葉に表すというようなことも出ております。先日は、漢字一字で表す文字が清水寺の管主さんによって書かれてましたが、しょ、暑いという文字が表示されたところであります。毎年、あのう、住友、三井住友生命がその年

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、(削除及び訂正申し出、議会承認) そうは言いまして、1%になってもやめない。そして今までは仮免許であった、これから本免許で取り組みたいとのたまわれております。まあ、ほんとにこんな厳しい時代にほんとにそれで良いんだろうかな、危惧しますのは私だけじゃなくて国民の大半の皆さんもそう感じていらっしゃると思います。まあ、そうした中でこんなことをほざいてみてもらいたし方がありませんので、私今回3点の通告をしておりますから、1点目より質問をさせていただきます。1点目の家屋の一斉評価及び土地の評価についてを質問させていただきます。これは昭和50年代半ばより、3、旧3町ともに一斉評価がなされていなかったいうことを受けて平成21年度から3年間をかけて、行われるということであります。そしてその調査の中でいろいろな問題も出て来ているのではないかと。そうしたことを中心に質問をさせていただきます。固定資産税の税、課税根拠となるものでもありますし、公正を期す意味でも大変重要な課題であります。そこで以下の点について質問をいたします。現在、まあ、平成22年度11月いっぱいぐらいの進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。それから2点目は、2点目と言いますか、そしてどのような内容で調査を行っていただけるのか、まあ、その点について質問をいたします。

●**三上税務課長(三上俊二)** ご質問であります家屋の一斉調査の進捗状況並びにどのような内容の調査を行っているかということでございます。お答えいたします。家屋の一斉調査の内容は、一次調査と二次調査に分けて現在実施しております。一次調査は、税務課に保管してあります家屋図面などの課税資料を現地に持参しまして、現在の家屋の形状と合っているかどうか、外観にて照合するものであります。この調査によりまして、既に解体されている家屋又は新築あるいは増築で面積の増えた、まだ評価していない家屋の所在を確認している作業でございます。第二次調査と言いますのは、その一次調査で明らかとなりました新築、増築されている家屋に再度赴きまして、その評価していない部分、いわゆる増えた部分の内部調査、実際その家屋の中に入りまして実施し、通常の家屋評価を行うものでございます。進捗状況でございますが、調査する家屋は本町全体で2万815棟でございます。2万815棟ありまして、現在は一次調査が済んでいるのが、11月末現在で1万4千440棟、この調査を終えております。進捗率にすれば69.4%となります。今後につきましては一次調査を早く終わらせまして、来年度は二次調査を行い、評価替えの年である平成24年度の課税から反映させていきたいと思っております。これは適正な課税を実施するために30数年ぶりに実施しているものでございまして、町民の皆さまには、現地にてご理解、ご協力をいただきながら一次調査を実施させていただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

- 15 -

ました。まあ、あと1年数か月を残すところでありまして、税務課の皆さんにとりましては、来年度、来年1月になりますとそろそろ申告の準備ということで、まあ、大変な時期を迎えられると思います。そうした中でも、まあ、進めていかれなくては、まあ、二次調査に入り切れないんじゃないかという気がしております。で、その二次調査についてちょっとご質問をさせていただきます。かを、中を見させていただくということは、まあ、なかなかお勤めをしておられて、して、日中留守のところもあるかと思いますが。なかなか、その進めていく上では大きな障害もあるかと思いますが。まあ、夕方になって訪問される場合もあるかと思いますが、この中の評価についてはどのような評価をされるのか、例えば、今はかえ、内、あのう、内部改造される場合はですね、いわゆるシステムキッチンでありますとか、ユニットバスでありますとか、そうした住宅機器、新しい住宅機器なんかも導入されておるところが大半だと思います。そうしたことから、まあ、コンセントの数とかですね、柱の数、あのう、柱等々も見られるのか、新築をした場合には全てその見られるわけですね。で、そのときにその二次調査では、どういうふうなものを具体的に調査していただけるのか、お伺いしてみたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 二次調査につきましては実際、家屋の内部に入るわけですが、これはその方法としましてはやはり通常の家屋評価の国の定める基準に基づいて実施したいと思います。いわゆる柱、壁、床評価いたしまして、住宅機器等はその台所等はシステムキッチンなら定められた表点数がございます。そういうもので規定の標準に照らした評価を行ってまいりたいと思っております。

●石橋議員(石橋純二) )はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええっと、ですね、あのう、評価の仕方にしたがって調査を進めるということとあります。例えば、まあ、新築をする場合ですね、評価をされに、まあ、税務課の皆さんが見えますけれども、窓の大きさがありますね、それから柱のけ、材質あるいは形状、そうしたものも見られますし、コンセントがいくつあればどうっていうような、1個につきいくらの評価というように形でやとられますが、あのう、柱についてはですね、かつては、まあ、真壁というんですか、ぬ、ぬ、壁を、まあ、ラスボードかなんかで塗ってそして、あのう、壁を作っていく、そうすると柱の形状というのは分かるわけですが、あのう、やはり構造材という物が、あのう、これも見ていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そうしたところは今回やられるのはどうなんでしょう。たとえば大壁というんですか、ラス、耐火ボードを被せられて、クロス張りになつとる場合が多いですね。そうしたときの評価というのはどのような形でやられるのか、柱を隠しますのでね。そこについて、そうしたものについてコンセントの数とか、そうしたものも見られるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 柱の形状につきましては、まあ、杉の木等で材質によりまして大中小、上中下といういろいろな、分かれておりますが、今殆ど大壁でございます。あのう、その点は通常それなりの評価基準がありますので、ちょっと私もそれだけ詳しくは今説明できませんが、そういう基準に則って評価させていただきたいと思います。コンセント、電気スイッチ一つにしましても、





●石橋議員(石橋純二) ええっと、大きな物、まあ、居住部分についての評価漏れというのは、まあ、無かったということで、小さい小屋、倉庫等、物置、倉庫等々があったということでございますが、いずれにいたしましても3千363件、あのう、まあ、かなりの数に上っております。で、こうしたことに、これは、まあ、毎年8月ぐらいですかね、あのう、行政連絡委員さんを通じて増改築あるいは解体があった場合はお知らせくださいということで役場の方へ届け出るようになっておりますが、それにしてもこれだけの数があるということ。まあ、非常に、まあ、そこまであるのかなという気がしましたが、あまりの多さにちょっと、まあ、びっくりしております。うんで、こうしたものは今回、まあ、見つかった場合、まあ、解体された物とそれから増えた物というのがあるんですが、あのう、増えた物について、まあ、解体についてはこれは、まあ、分かりませんからずうっと課税をされていたわけですね。それから増築をされた場合、あるいは新築をされた倉庫それから物置にしましても、これは課税はされていないですね。で、この取り扱いはどうされるのか、解体については返納、その固定資産税を返納していかれるのか、新築に、まあ、造っておられる分については過去に遡って課税をされるのか、そこらへんをお聞かせいただきたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) この家屋の異動に関しましては、毎年4月に課税明細書を送りますが、そこにも町民の皆さんには異動があればお届けをお頼みしますと連絡ということで広報等も訴えております。それから、先ほど言いました行政連絡委員さんに、通じましてご協力いただきながら調査しております。このようにしておりますがどうしても評価漏れが、あるいは家屋の解体していた把握はこの30数年間であったということでございます。この件につきましてはほんとに、あのう、正確な数を職員が少ない人数で全部見て回るわけにはいきません。ですので、この件に関しましては解体をしている、あるいはもう家屋として認められないような家屋、例えばもう屋根もが、空き家でもある、このもうとにかく屋根も無いようなもう家屋のていゝを体を要しないような家屋もあります。そういうものは滅失処分ということで、今年、例えば、今日の一斉調査で確認したら来年度からは、もう課税をしないということで過去に関する物はそれに対する対応はいたしません。来年度からの課税を滅失処分ということで、かけないという、固定資産税を払っていただかないということにします。それから評価漏れの家屋部分に関しましては、同じく、これは24年、来年調べるわけですから、そこで確定した分に基づいて24年度から課税させていただきたいと思えます。しかしそれも遡ってということは課税するというような方針はもっておりません。それは課税、課税する場合もその材質はやはり、ちょっと古くなっておりますので、その分も合わせて、それを見越して評価して24年度から課税ということで今のところ考えております。

●石橋議員(石橋純二) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええっと、ですね、24年度からの課税ということで過去に遡るとかいうことはしないということであります。まあ、若干疑問に思う点も無きにしも非ずであります。例えば所得税なんかの場合は5年間に遡って、まあ、追徴するようなシステムもございますが、やはりこうしたものも多少公平公正の原則からいうと、だ、だ、届け出をせずに造られているんだからそこらにあたっては、まあ、課税も遡ってする必要はないのかなという気もしております。そうする、そうすることによってですね、あのう、どういうんですか、か、あのう、ある程度その届け出の防止策にもなるんじゃないかっていう気もするんですが、改めてそのお考えはございませんか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 今の件に関しましてはいろいろ解釈の仕方で議論があると思いますが、やはりこれは固定資産税という課税というのは、町が確認した、そして確認してそして評価し、課税をさせていただくという固定資産税はそういう制度の仕組みになっておりますので、確認した時点ということで多少無理なところがあるかも知れませんが、遡り、遡った場合は延滞金を加算税をどうするのかというようなこととなりますが、そういうこともしないで24年度からすべ、全て評価漏れの分はそうすると、ほいで滅失の分はもう、すぐにもう、つい、確認したわけですから、それ以降は課税をさして貰わないということで対応したいと、そういうふうに担当課では考えております。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) それからですね、あのう、この評、一斉評価をされる中で、旧、その評価方法、かつての評価方法ですよね、旧町村間で差異はなかったのかどうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 旧町村での評価の差異についてのお尋ねでございますが、合併するまでは邑智郡税務協議会というのがございました。これは7か町村で構成するものでございますが、毎年ですね、とにかく固定資産税の評価というのは、家屋の評価というのは国が定めた評価基準に基づいてやるということに定められております。それが多岐にわたり複雑なものでございます。そのため合併前までは、邑智郡税務協議会7か町村がですね、毎年一同に集まりまして、実際の家屋をサンプルに評価して、目合わせをしたりここはこうするんだということで、その評価の技術を共有してまいりました。あるいは評価する時点での課題等も毎年会議をしながら話し合ってきたわけで、そういう意味もありまして、実施したこともありまして、3町村の羽須美、瑞穂、石見の両地域の評、評価には差異は無いとそういうに認識しております。以上です。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええっと、旧町村間での差異は無いということをお聞きいたしましたので、これはこの点については安心をした、しました。続いてですね、あのう、3、3点目の土地の課税評価について、お尋ねを、質問をさせていただきます。この土地の評価についてはいわゆる台帳地目から、元に、課税地積、台帳地積から課税地積を出してそして課税をされますよね。この点については間違いはありませんか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 土地の分、の部分に関する課税でございますが、課税するには地目というものがございます。これは、あのう、23種類ぐらい地方、ええっと、不動産登記法で23種類がありますが、主に固定資産税は9項目ぐらいの地目を用いているわけでございますが、地目については登記簿に記載されている地目ではなく現況の地目で課税させてもらっております。面積につきましては、台帳にあります登記簿上の地積そのものを、で課税させてもらっております。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) あのう、ただ今台帳地目と台帳地積、そうしたものをお聞きしましたけれども、あのう、そこにしたがって、現況にしたがってということで課税をされとるということでございますが、例えば、あのう、農地ですよね、あのう、農地もいわゆる荒廃した農地がございます。もうとてもその田んぼにはならん、作れないような、木とかが立っとなるようなところもありますし、それでもやっぱり台帳地目にはたば、田んぼとしてあればそのまま課税をされとると思うんですが、そうしたことは現況で見ていらっしゃいますか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 地目については先ほど申したい、申しましたように現況の地目で、課税をさしてもらっております。この確認につきましては、少ない我々職員が、毎日毎日行っても到底及ばない確認はできないものでございまして、じゃあどうするかという確認方法をちょっと回答させて、今のご質問に答えさせていただきたいと思います。確認方法でございますが、毎年固定資産課税明細書を全町皆さまに送付しております。それに基づきまして町民の皆さまに、そこに地目を書いてありますので、課税地目が、それで確認をしてもらっております。後その他、確認方法としては、新築されますと、そこに評価に出向くわけですが、そこで宅地の地目の確認をしたりします。それから、その課税明細書等を見られまして、本人がおかしいじゃないかと申し出をされて現地に出向いて一緒に私の方で、私らの方で、担当課で確認をしております。その他職務上必要性があって現地確認をする場合もありましょうし、それから公的資料、いわゆる農業委員会の資料、転地ですか、そういう資料とか、それから登記簿の変更、やはり登記を変更されると、それ資料が毎月担当課に、税務課にきますんで、それなどを、で確認しております。まあ、ですから年間、だいたい250件近いそういう個別的な対応を、で実施しております。ですから、あのう、この件につきましては、今どの程度その課税地目と違うかどうかがあるかは分かりませんが町民の皆さまには是非固定資産課税明細書をご覧いただき、地目欄をご覧いただきまして、ちょっとでもご不明な点があれば、是非、あのう、税務課の方へ連絡いただきたいと思います。私らの方はすぐにその現地確認に赴きたいと思います。以上です。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) あのう、固定資産税の課税明細書というのを毎年4月に送っていただきます。まあ、これを見るんですが、まあ、一般の方が見られましてね、なかなか分かりにくい点があるんです。そりゃ番地もちゃんと入ってますから分かるんですが、あのう、なかなかそのこうどういんですか、台帳でも見、見してもらわんかぎり、そのどの田だったかいな、どのが、あれだったかいないのが普通の人ではなかなか分かり難いんですね。それで、まあ、これをもう少し分かりやすいものにさせていただくわけにはいかないのかなということがございますし、現在、あのう、まあ、畑、田んぼであっても非常に荒れたところがね、邑南町の中でもかなりあると思うんですよ。で、それらを変更するのは、それだけえ、この届け出て、あのう、役場の方へ、税務課の方へ届け出てそして現地確認をして変更をしていただくわけですね。ただ台帳、登記簿には畑なり田んぼと載ってますが、そうしたことは、あのう、や、税務課の方で確認をしていただくと、それで、あのう、原野と、原野状況であれば原野としていただけるのかどうか。これはよろしゅうございますか。ち

よつとそこを。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) ですから、あのう、台帳地目にどうゆうに地目であろうと担当課の方で現地確認をしまして、宅地が原野であつたら原野として課税をさしていただいております。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) まあ、あのう、農林振興課の方ではいわゆるその荒廃した田んぼを現況復旧しようというような形で、あの、あのう、取り組んでいらっしゃるんですが、現実には復旧したとしても誰が作るのかというような、あのう、土地もあろうかと思うんですね。ほいで、先ほど14番議員の質問にもございましたが、こうしたものもこの送っていただいた、あのう、明細書を送っていただいても、まあ、分かんけ、まあ、ええわ、このまま払ろうとけえやということになるんですが、考えてみますとやつぱり、あのう、国、国民健康保険の、あのう、資産割の部分も反映されて来るわけですね。で、原野とその、いわゆるその田畑これについての差が、あのう、評価の、評価額というのはかなり違うと思うんですが、どのぐらいな差があるんですかいねえ。そこらは分かりませんか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 土地の評価額に関しましては、町内の標準値というのを価格決定しまして、それに基準に基づいて、各土地を評価いたします。ですから邑南町内、田が全部等しい価格だとは、それは評価いたしません。いうことを申しあげまして、これは今から私、あのう、あくまで平均の価格、あのう、ちょっと申しあげてみます。評価額でございますが、田で、71円、はい、それから山林ですと6円、ええと1平米当たりです。で、宅地になりますと3千94円ぐらいになりますか。畑だと26円。まあ、これはあくまで平均でございますが。そういうふうにご理解いただければ良いと思います。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 今お聞きしましたけども、田、田で71円でしたか、平米当たりね。で、原野ですと6円、畑で26円ですか、まあ、こういう大きな開きがありますよね。で、やつぱりこうしたものも、その現状田とな、田んぼとなっておつても実際には原野に近いものもあるというような状況が非常にあります。で、今家屋の一斉調査というのを、一斉評価ちゅうのをやられましたが、土地の一斉評価というのは、行政としてお考えになっているのかどうか、今後ですね。考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 土地の一斉評価についてでございますが、これは今おっしゃいますようにいわゆるこの作業は地目が現在の現況の地目と、そしてこちらの方で課税しておる地目があっているかどうかの確認作業であると思います。この件につきましては結論を申しますと、計画は今考えておりません。もしするとなれば、それだけの人数、今の家屋一斉調査以上の人員がいりますし、期間もいります。それから先ず、第一に地籍調査、これが済んでいないと、その土地の確定ができ

ませんので、地籍調査が済むことも一つの条件ではないかとそのように思っております。まあ、いづれにしましても、今は計画は今もっていないということでお答えさせていただきます。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 一斉、土地の一斉評価については現状の段階では計画をもっていないということでもあります。まあ、こうして見てみましても、かなりな評価の違いが出ておると思いますので、まあ、できるだけ公正、公正な原則の上に立って、こうした評価をしていただいて課税をされることを、まあ、望むものでございます。ええっと、続きまして2点目の質問に入らせていただきます。I P電話番号の発行についてを質問とさせていただきます。新年度におきまして、4月でありましたか、あのう、I P電話の番号簿が発行されました。そして、この11月、10月中でございましたか、行政連絡員に、今度新しい電話番号を作らせるということで、屋号その他その所有者、間違いはないかということで案内をいただきました。で、私も出さしていただきましたが、これを業者に、いわゆる業者に任せるということを言われました。で、今年作ったのに、もう来年はもう既に新しいものを作られるのか、しかも業者に任せられるのか、ということで若干疑問を持ちまして、質問をさせていただきましたが、この発行、業者に任せるいうように、発行させることに決まった経緯について、経緯と理由についてお尋、お伺いをしたいと思います。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 2番目の質問でございますが、I P電話番号簿を新たに、まあ、発行する場合の某民間業者に作成するに至った経緯と理由でございますが、先ほどおっしゃられましたように、今年の3月に町費で作成をいたしまして、4月の集金常会で全戸配布をいたしました。で、実際にその電話帳を使われた利用者の方から、いろいろなご意見、ほいからご要望等々をいただきまして、その中で、まあ、特に多かったものを、が、ございまして申しあげますと、本来、まあ、電話番号というのは名前を見て番号を調べるんだから、今は、の電話帳は、まあ、番号が先にきておると、名前を最初にしてほしいというようなことでございました。それからケーブルテレビの加入者がI P電話番号、まあ、加入契約をされた方がI P電話を、に登録されるわけでございまして、これは、まあ、世帯主とは限りませんので、N T T番号とI P番号の、まあ、世帯は同じなんだけど、名前が違う。まあ、息子さんの名前であったりする場合がございますので、これも非常に分かり難いと、まあ、できれば屋号のようなものを入れてほしいというのがございました。それから今は旧町村ごとにすべて50音順にしておりますけれども、まあ、これにつきましてはいろいろうちの、内部の方で検討して、まあ、最善の方法だということでやったわけですが、非常に見難いと、まあ、できれば集落単位にしてほしいということがございました。ええっと、それとN T Tの番号とI Pの電話番号を並べて表記して欲しいと、そうすりゃあ、まあ、1冊の電話番号で、電話帳で済むんじゃないかというような意見もたくさんいただきました。で、まあ、これらの意見をですね、うちの方で、データーを修正をいたしまして、改訂版を発行するというにしましたわけですが、最後に申しましたそのN T Tの番号とI P電話を一緒にした電話帳ということになりますと、まあ、どうしても今、町内で既に発行されておりますN T Tの電話番号に何らかの形でくっつけて1冊にするという方法しかございませんので、まあ、いろいろ業者を調べたわけですが、まあ、1社しかなかったということで、まあ、あのう、その業者と、民間業者と話をしてお願いをするということが、まあ、理由と経過でございます。

- 石橋議員(石橋純二) はい。
- 議長(三上徹) はい、石橋議員。
- 石橋議員(石橋純二) 今、経過について答弁をいただきましたが、この3月に作成されて配られた電話帳、これは費用はいくらかかるとするのか、それからもう1点はその業者、某業者に作成を依頼されたということですが、このときに、お金を添えて作ってもらうというようなお話を聞きましたが、これは事実ですか。行政からお金をつけて更に出させ、作らせるのか、この点について、ご回答いただきたいと思います。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 先ず、1点目でございますが、21年度の予算で5千冊約40万円で作っております。それから業者に委託する場合がございますけども、今のN T Tの電話帳はご存じのように広告料で業者が作っております、そのI P電話帳を載せるが故にまた広告料を増額してお願いするということはいかならないこととございまして、うちのI Pの電話帳が増えるページ分だけの、まあ、印刷代と言いますか、それをうちからお支払い、払って作っていただくということ。金額は、まあ、正式にはまだ分かりませんが60万から75万ぐらいまでの間で今依頼をしております、しておるところでございます。
- 石橋議員(石橋純二) はい。
- 議長(三上徹) はい、石橋議員。
- 石橋議員(石橋純二) ええっと、業者に、某業者に広告をI P電話番号を載せるのに上乗せ分としてまだ正確には決定しとらんけども、60万円から75万円の範囲だろうということでありました。この業者はいわゆるN T Tの電話番号を元に現在町内から広告料をいただいて作っております。非常にこれも評判の悪い電話帳でありますけれども、字が小さい、広告ばかり載つとるといような、あのう、あれですが、これだけ広告料をとってるわけですね。で、更にI P電話のものを載せるにはなんぼいるかいうたら、よそへ行って広告をとってくればできるわけです。それを行政がですね、なぜお金を出してまで作らせるのか、私はこれに非常に疑問を持ちました。それと、あのう、例えば、この今現、現在ある青色のI P電話帳ですが、これも40万円かかっているんですね。で、評判が悪いと名前と電話番号が逆になつとるといようないろいろなその町民の皆さんからは注文があったと思いますけれども、これはやはり2、3年かけてでも、もう少し時間をかけてでもきちとしたものにするべきじゃあないか、あまりにもその40万円をほんにどぶに捨てるような感じがして、私にとってはそのどうも疑問に思えてなりません。で、このN T Tが果たして、そいじゃあそうしたものを作っておるのに、お金をN T Tが出してその業者に出して作らしとるのかいうたら、それないと思うんですね。そこは確かめられましたか。本来なら電話帳というものを行政が作ったわけですから、版權というものはもってしかるべきだと思うんですよ。これを業者に渡して町民の理解が得られるのでしょうか。今個人情報保護法案とかいうのもありますが、ポツと渡して良いもんかどうか、そこらへんの考えはどうだったのかお聞きしたいと思います。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 今の電話帳が非常に使い難いということで、各集落においては、そのI P電話帳なり、現在のN、N T T番号帳なりを参考に、独自で電話帳を作られて配っておられるようなところもございます。で、まあ、うちからせつかく配った電話帳が利用し難いということ

であればこれは、まあ、行政サービスとして、使いやすい物に改めていくという方向で今進めておるわけでございます。で、N T Tの電話帳は基本的に2年に1回更新をどうもされるようでございます、どうも去年配られとるんで、まあ、2年といたらまだ1年先なんですけども、うちからお願いをしまして、まあ、うちが頼んだときから、スタートしてまた2年サイクルでお願いできませんでしょうかということで、お願いをいたしました。まあ、このままいきますと、来年の3月から6月頃にかけては新しい電話帳ができる予定ですので、そこからまた2年のス、スパンで作りますよというふうに業者とは、まあ、話をしとるわけですが、あのう、広告がI P電話帳の載せるところには広告は一切入りません。うちが今I P電話作っておりますが、あのう、そういううちが提供した構成、あるいはレイアウト、で、そのままの形で載せると、したがってその広告料を増やした分でそれを賄うとかじゃなくて、増えたページ分だけに対して、まあ、印刷費が増えるのでその分のお金を町から支払うということでございます。

●議長(三上徹) 業者に渡す住民の理解は。

●安原情報推進課長(安原賢二) まあ、いろいろ使いにくいというご意見をいただきましたので、使いやすい電話帳にするということでございます。

●議長(三上徹) 名簿を渡すのに理解が得られとるかいう。業者へ。

●安原情報推進課長(安原賢二) 名簿を、まあ、個人情報保護法であるとか、電気通信事業法等々決まりがございまして、N T Tが自分がもつとる電話帳を業者に委託する場合は、あのう、決まったプライバシーポリシーに基づいてやりなさいよということがございます。私たちが作った電話帳ですね、公開しても良いのですかどうかという意思表示はI P電話帳を作る時点で既にいただいておりますし、町外じゃなくて町内の電話帳ですので、これは問題ないと判断しております。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) まあ、あのう、I P電話の欄にはその広告を入れないということで、まあ、ありましたけれども、あのう、これは一旦その業者の手に渡りますとね、2年ごとに常に広告主に対して、あのう、要望、要請があるわけです。またお願いします、またお願いします。で、これで常に、あのう、で、特にですね、あのう、広告を取りに来るときは非常に穏やかにお願いしますというて来るんですが、例えばですね、間違いがあった場合、これね、もう来ないんですよ。あのう、集金はですね、クレジット会社を通じて集金しますから、次のときまでいうことができないんです。こう、こうしたものでね、広告、町内の広告業者もね、広告主も非常に、あのう、悩んでいるところがあるんですよ。ところがいっぺん載せてしまうともう2年ごとにこう、いつんもきますから、それでかなり高額なんですね。まあ、かつては、あのう、しゅ、各町村で商工会の青年部あたりが作られましたけども、これらの広告料と違ってかなり高額です。それでそうしたもので町内のあれが、広告主となられる方の理解が得られるのかな、どうもありゃあ読み難いよ、見難いよという声もあります。で、もう少しですね、時間をかけて来年からというんじゃなくて2年、3年かけてほんとうに見やすい物、これもっと検討しても良いんじゃないかと思うんです。そのお考えはありますか。もう名簿は業者へ渡し、渡されました。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 名簿はまだ渡しておりません。協議中の段階ではございますが、2年度予算で既に承認をいただいとる予算の範囲内でできればと今考えております。



●石橋議員(石橋純二)

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) 22年度の予算に計上しとるということですが、まあ、私はそれは見逃したので悪りいかも知れませんが、そうした電話帳作成料というようなこう項目、備考欄はなか、私もちょっとよう見落としたかも知れませんが、まあ、あのう、今年作ったばかりですから、もう2年、3年かけてほんとに良い物を作っていただきたい、このことを申しあげてこの質問は終わります。続いて3点目の、時間がありませんので簡単に申しあげます。3点目のINAKAイルミのイベントについてという項目でございます。まあ、あのう、町長が初めて立候補されて、この前に立たれたと、当選されてこの前に立たれたときに辺地に、を大切にするという、まあ、方針を述べられたのを今思い出しております。で、この度、まあ、宇都井という、まあ、天空の駅と言われて、おりますが、非常に過疎の進んだ地域でこうした事業をされたことに私は大変評価をするものがあります。で、このINAKAイルミのイベントについて、この間の、諸般、行政報告には実証事業ということで載せておられましたけれども、この事業はどこから予算が出たのか、そしてどのぐらいの人出があったのか、それからこの、この行為、イベントをすることによって地元の経済効果ですね、これはどのように見とられるか分かれば教えていただきたいと思います。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 先般行いました宇都井でのINAKAイルミのイベントについてのご質問でございます。予想だもしないたくさんの方にお越しいただいて、大変に地元の方も喜んでおられます。まあ、質問の中で、事業の予算でございますが、これは、あのう、雇用推進、雇用創造推進協議会が、厚生労働省から委託を受けましたパッケージ事業の中で行っておりまして、そのこのイルミに関する事業費はだいたい250万円ぐらいを要しております。まあ、人出につきましては、行政報告でも副町長が申しあげましたが、まあ、おおよそ1万人近い方にご来場いただいたというふうに思っておりますが、はっきりと数えたわけではありませんが、ご協力いただいた警察署あるいは報道の方、あるいはJRの方の様々な意見を聞きますとおおよそそのぐらいの人出ではなかったかというふうに聞いております。また、あのう、地元の経済効果についてでございますが、まあ、実証実験ということでどうせそういうことをやるんなら、阿須那を含め宇都井自治会、宇都井区の自治会の皆さんに、食べる物であるとかそういったものもお店を出してはどうかということで、まあ、まあ、全てが完売になったということで、まあ、地元の人も喜んでおられますが、もう一つ私たちが非常に後から聞いた話で、驚いたのは、例えば、出羽の公民館周辺に毎年そういったイルミをやっておりますが、まあ、ついでにそれ、ついでにといっちゃあき、いけません、まあ、それも一緒にみたいという方がですね、宇都井に来られる前、あるいは宇都井を見られたあとにそこへお立ち寄りいただいたということを聞いております。それで、まあ、周辺の飲食店に非常に、まあ、お客さんが普段よりはその時間帯に多かったということを聞いておりまして、まあ、私どもが考えていない波及効果があ、があったのかなというふうに思う、嬉しく思っているところでございます。以上でございます。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋議員。

●石橋議員(石橋純二) ええっと、時間がありませんので、まあ、あのう、この今回のイベントにつきましては、ほんとに私も高く評価しております。私も土曜日にでかけさせていただきましたが、

6時過ぎに行ったときにはもうなくなって、あのう、食べる物も何もなくなっていたというような状況でございました。で、このときに、あのう、おも、いろいろな地域の皆さんからの意見もお聞きしたわけですが、あのう、その地元の方は、まあ、今までにかイベントがあれば町の中心にまで我々が出かけて行っていたと、ところが今回は来ていただく立場になったとこれは、まあ、たいへんな、あのう、我々にとっては嬉しいことだということを、まあ、話しておられました。で、それから、まあ、あこには、あのう、芋兄ちゃんでありますとかいろいろな、まあ、イベントグループもございますので、まあ、そうした方もやっぱりこう、いろいろな露天を出されたりして多少なりとも効果もあったんじゃないかと思うんですが、あのう、まあ、もう1点は若干その児童館の前から歩いて宇都井駅までは行かなきゃなりませんでしたが、この間がちょっと暗かったよなあ、もう少し明るいのがあれ、明るく歩きやすければなという注文もございました。で、今後は、あのう、またこうした催しは、らい、次回からも続けていただけるのかどうか、あのう、やはり地域の青年会なりそうした活動グループの皆さんは、やっぱりそれによって今から準備をされる、その材料の準備をですね、例えば焼き芋であれば芋も来年どれくらい生産しよう、しなきゃいけないとか、そうしたこともあろうかと思っておりますので、もう、来年も同じようになさるのかどうかこの点についてお伺いしたいと思います。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) まあ、来年度以降のことではありますが、まあ、先ほど申しましたように今年度は、実証実験ということではほんとに、あのう、予想がつかない手探りのイベントでございました。まあ、実際にやってみますと地域の方々も非常に燃え、燃えてですね、準備の段階から参加していただきまして、非常に喜んでいただいております。まあ、是非とも、来年も継続して欲しいといったような意見がありますし、まあ、そのようにしたいと思いますが、問題は、まあ、経費でございますが、まあ、今年度ある程度の器具の整備も出来ましたんで、来年度はそういった予算もあまりいらないかと思っておりますが、ただ、あのう、三江線かん、活性化協議会というのがありまして、3市、3町で今、活性化に向けての連携計画を作成しております。まあ、これが認められれば来年度から、計画に基づいた事業を行ってまいりまして、その中でも、その駅周辺をイルミで飾って三江線を利用してもらおうという事業も盛り込まれる予定になっておりますので、まあ、これも国からの補助事業でやれば、やれます。まあ、そういった事業を活用して、継続したいなあと思っております。ただ、宇都井地区だけでなく出羽でもそういったイルミをやっておりますので、できれば石見地域でも問題そういったところを増加してですね、できれば邑南イルミ回廊ということで、皆さんがこちらに来ていただいて、あるいは泊まっていただいて邑南町のそのイルミの夜を満喫していただけるような事業に展開できればというふうに現在思っているところであります。

●石橋議員(石橋純二) はい。

●議長(三上徹) はい、時間がまいっておりますので簡単に。

●石橋議員(石橋純二) ありがとうございます。今回は実証事業ということで点、点の事業でありましたが、今度は点から線あるいは面に至るように、あのう、続けていただければと思います。そして田舎、あのう、辺地、辺地といわれる地域に光を当てていただいたということを心から感謝申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。

●議長(三上徹) 以上で石橋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は1時15分といたします。

—— 午後 1 時 15 分 再開 ——

う、児童と保護者の不安を、の解消をするために、できれば来年度だけでも教職員を増やして、あらゆる面で子ども達や地域のサポートをしていただきたいと考えてます。で、そこで現在、来年度の矢上小学校の教職員の配置についてどのように考えられているかお尋ねします。

●**土居教育長(土居達也)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 議員さんお尋ねの来年度の、まあ、矢上小学校の教職員の配置についてですけれども、この、まあ、どんな、あのう、統合であっても子ども達を選ぶことができないように、子ども達に責任があるわけではありませんで、子ども達にいろんな不安や不利益がないようにしていくということは当然だというふうに思っております。まあ、そのために受け入れる学校間において、いろんな、まあ、あのう、ソフト、ハード面について準備をしておるところです。ご質問のように最終的に子ども達が、少人数からより大きな規模の、まあ、学級に入っていくわけですので、私たち大人が考える以上にいろんな面で不安やストレスを抱えているというふうに思っております。そういうことのないようにしていくのが、まあ、私たち教育行政の役割だというふうに考えております。で、あのう、今、あのう、邑南町では、学び合い型の授業づくりということで、30名なら30名の子ども達が一人で考えてということばかりじゃなくてグループや、あるいはペアで集団で学び合うようなことを全町上げて取り組んでいます。ですので、あのう、教員の授業の進め方によって、30何人いるけども、小集団の中で、より強い絆をつく、作りながら生活や学習やいろんな活動をしていくという、まあ、一つはそういう方向を示しておりますので、より一層そういう充実を、あのう、進めていかにゃあいけないというふうに思っております。まあ、あのう、それはそれで行うにしてもやはり、不十分な部分は出て来るんだろうなあというふうに予想をしております。今、あのう、いわゆる統合された学校について、県では、あのう、加配をするというような制度はあり、無いようです。ただ、あのう、少人数指導の加配という制度がありますので、県の方へそれは要望をしておりますし、今後強くお願いをしていきたいと思っておりますし、もう一つは、あのう、町単で子ども笑顔きらり、きら事業というのを制度をつけていただいておりますので、その運用枠を広げながら考えていくということも、あのう、必要だというふうに検討をしておるところでございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** まあ、子ども達の不安解消のために、その人員配置をするだけが全てではないのかと思うんですが、やはり、あのう、人員配置をしていただくというのが一つの、あのう、安心感なり保護者や子ども達の不安解消にも繋がるんだと思います。で、あのう、まあ、教、教育長矢上小学校におられたもんで、状況は十分承知の上で考えていただいているんだと思います。あのう、当然、あのう、学校の方におきましても校区が広がる、矢上地区と日和地区なんで、今年の秋、秋、もう熊がたくさん出た時期は先生方がそれぞれ付き添いなり朝の見守りをしていただいております。で、校区が広がった場合その現在の人数で今までと同じようなことができるのか、まあ、おられる先生の負担というのも大きくなるんだと思います。で、また、あのう、矢上小学校というのは町内では唯一だと思うんですが、6月に運動会を行う。で、あのう、大変に1学期始まってから忙しい学校だと思います。あのう、入学な、なり進、あのう、進級して早々に落ち着くまもなく高学年は小体連の陸上の練習を行ったり、遠足があったり、で、すぐにも6月の最初の日曜日には運動会ということで、大変、あのう、年度当初が忙しい部分、で、そういうのも十分承知の上で様

々なことを考えていただいとるんだと思います。で、具体的に、まあ、何人配置していただけるんですか、絶対大丈夫で、なんですかつという確認を取れば良いのかもしれませんが、あのう、確かに、あのう、子ども笑顔きらきら事業で、の部分、で、まあ、日和小学校が無くなるということで、単純に考えればその部分で学校管理費なり町の方で負担している、ええっと、校務員、学校図、図書館司書等浮く部分はある程度そういった面に回して貰えないんだろうかという思いも一般的にはあると思います。で、財政課長にちょっとお尋ね、聞きたいんですが、当然学校管理費等は浮くとは思いますが、この部分というのはある程度地方交付税の交付対象になってるもので、なってるのかどうか、学校が無くなれば当然減ると考えなければいけないのか、この部分が浮くならもう少し、その日和と矢上と一緒にすることによって欲しいという思いがあればお願いすればなるものかどうか、お願いします。

●藤間財政課長(藤間修) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤間財政課長。

●藤間財政課長(藤間修) ええっと、学校に対する地方交付税の措置のご質問でございますけども、1校につき約700万円から800万円ぐらいの算入がございます。で、あのう、当然1校なくなりますと、その部分が全て交付税の措置がなくなります。ですから、まあ、今言われたように、あのう、1校なくなった分でそのどっかにその手当が出来ないかと言われれば、それは基本的には出来ないことになります。お答えはそういうことでございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) なかなか、あのう、学校が無くなるからその分をとというのは、まあ、普通の人が皆んな考えると、考えることなんですけど、まあ、全てが邑南町は町の自主財源で行っているわけじゃないもので、交付税の措置の中であるということで難しいということは分かりました。で、教育長は、まあ、ええっと、既存の制度の中で考えたいという話がありました。で、もう1点お尋ね、あのう、質問したいのは、今、あのう、学校支援地域本部事業というものが各学校単位、公民館単位で行われているんだと思います。あのう、まあ、学校の中で人員を配、配置して支援し合うのも一つの方法だと思いますし、その地域からサポートをするということで学校支援地域本部事業というのがあるんだと思います。で、これが現在どのような形で動いているのか、で、また、あのう、今度日和と矢上と一緒にすることによって、そのこの、この事業は、まあ、校区、学校に対して一つなのか日和地区、矢上地区それぞれ公民単位で置くことができ、その地域と学校の繋がりについてはある程度地域の方で、こういった事業を使って対応することができるのかどうか質問します。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 今議員、あのう、地域本部事業のご質問でございますけど、現在、あのう、学校支援地域本部事業は、コーディネーターさんを出羽公民館、それと出羽、あのう、瑞穂地域と羽須美地域と石見地域にそれぞれ1名ずつ配置をいたしております。この、あのう、学校支援地域本部事業というのは、要するに学校、その学校のその応援団を、あのう、募集をして学校の応援団として支えていこうという制度でございます。これは、あのう、基本的には学校の整備であるとか、環境整備とかですね、まあ、いろんなことにできるわけ、できるわけでありまして、まあ、あのう、学校学校で要望があれば、可能な限りいろんなことに、あのう、応えていきたいというふう

に思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) すいません、ちょっと勘違いして、しておりました。あのう、学校単位であると思い、地区、あのう、地区単位ということですね。はい、あのう、今、日和小学校は例えば、あのう、通学等において地域の人達にかなり見回りをしていただけて通っているということを聞いています。あのう、地域の人がすごく応援している学校がそのまま日和が無くなっても矢上に来るようになってやはり、同、同じように応援をしてもらいたいという思いがありまして、あのう、こういった制度の中で、事業の中で引き続きそういうこともしていただけて、その、まあ、日和地区の不安、子ども達の不安解消に努めていただきたいと思います。あのう、この件につきましては十分、あのう、状況も教育長理解し、していただいておりますし、最大限努力するということだと、ことと理解をしまして、次の問、あのう、質問に入りたいと思います。で、次のことは、あのう、2番目は農業協同組合が取得した共同利用施設にかかる固定、固定資産税の還付です。で、これは、あのう、JA島根おおちが平成16年に整備した石見ライスセンターの償却資産である内部の施設にかかる固定資産税についてと農業協同組合が500万円以上の国の補助金を受けて整備し、1台が330万円以上である機械については当初3年間の課税標準額を取得金額の2分の1とするという特例を適用しな、していなかったことが判明したため今回過大に徴収した固定資産税を還付すると聞いています。で、3年分の還付金額283万1千200円及び還付加算金64万6千800円については、今回の補正予算に計上されていますし、議案の質疑において8番議員より課税誤りに対する町の責任等について質問があり、還付に至る経緯と今後の再発防止策等については回答されています。で、議案の質疑において分かること、判明したことについて一般質問で取り上げるのは相応しくありませんので、質疑で回答済みのことについては省略して質問をします。で、先ず、あのう、過大納付分の283万1千200円の還付については理解をするわけですが、最大の疑問は還付加算金64万6千800円をしら、支払うということです。で、償却資産については土地や家屋のように登記制度がないことから課税対象を把握するため所有者に申告義務があり、申告用紙にも課税標準の特例の有無、該当するかしないかを記入する欄があることから、基本的には特例が適用されるか否かの判断は所有者側にあるのではないかと思います。まあ、一般的に見るとそういうふうを感じる部分があります。で、特に今回の特例は他のものと異なって、その国の補助金を受けている等のそのものに、このものが特例ですよじゃなくて、取得方法について特例が適用されるため町での判断が非常に難しい、くて、特例適用の有無も申告に委ねる部分が大いのではないかと思います。で、このことから同じ固定資産税であっても、土地や家屋に対する固定資産税のかず、課税誤りとは異なる部分が大いと感じるわけです。で、そこで質問ですが、今回の固定資産税の還付に至る経緯の中で特に課税誤りが判明した理由と還付において土地や家屋の固定資産税の課税誤りと同様に、なぜ還付加算金をつけて還付しなければいけないのか、この2点を重点に、あのう、還付に至る経緯について説明をお願いします。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) お答えいたします。固定資産税の還付に至る経緯でございますが、先ほどその具体的な経緯につきましては、議員さんがおっしゃられたとおりでございます。で、あと補足して私の方からご回答をさせていただきます。固定資産税の課税とは何かと言いますと、あのう、

こういうふうに理解しております。固定資産税とはあくまで町が課税物件を確認いたしまして、そして法と基準に基づいて町自らが評価し、課税するという、主体は町にある課税制度だと思っております。したがって、今回議員のご指摘のように償却資産申告書、これ毎年該当法人の方には出してもらうとるわけですが、異動届、そこには確かに、あのう、特例が有無という欄が書いてございます。しかし、この償却資産申告書というのは、議員おっしゃられるように土地や家屋とは別にしまして、把握が償却資産不可能でございますので、こういう義務制度をとっております。その主体となる課税は町であるという主旨から考えますと、この申告書はあくまで、住民税のように申告納税制度とは違いまして、この申告書は、課税に至るまでの参考資料として、課税参考資料としての扱いということで位置づけております。今回のつき、件につきましては、課税する側あるいは納税する側双方が法律を十分に承知していなかったことが原因でもあります、主体的に課税する側である本町税務課が特例を十分に認識していなかったため、課税資産の存在を平成16年には確認していたにも拘わらず、課税に至る段階の適用になるかの追跡調査や助言もせず、結果的に間違った課税をそのとき、17年度でし、してしまったという結果であります。その責は町にあると判断し、深く反省しお詫び申しあげたいと思います。なお、還付加算金につきましてはこういう過誤納が発生、過誤納金が発生した場合は地方税法に基づき、還付加算金を利息にしょ、該当するような位置づけの金額ですが、加算還付金、これを加算して遅滞なく還付しなさいということで、法的にそう指定されておりますので、今回還付加算金を加えて還付ということにさせていただきます。要望しております。

●議長(三上徹) どのように判明したかいうのを、これ。

●三上税務課長(三上俊二) 判明したいきさつでございますが、平成、失礼しました、本年8月にちょっと議員さんがさっき言われた経緯とちょっとダブルかもしれませんが、本年8月に、県の方からこの共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例、これを実績あるかどうかの調査が本町にありました。で、税務課で調べました結果、過去この特例を適用した実績はありませんでした。そのため、これ補助金が伴うものでございまして、再度改めて補助金は農林振興課を経由いたしますので、その資料を基に改めて、調査いたしました。その時点で、先ほど言いました法人の施設が、償却施設が、装置機械が対象になるというふうに判明いたしました。これを県の税務課の方にも照会しまして間違いなくそれは適用になるという結論をいただきまして、今回の課税誤りから来る還付金並びに還付加算金ということで補正計上させて貰っておるという事情でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、ことの経緯となぜ町がその返すのか、加算金をつけるかってところはよく分かりました。で、申告者側はこの場合JA島根おおちですけど、すべき申告はきちんとした、で、町の方で認識不足できちん、あのう、きちんとした調査と認識不足のため特例を適用しなかったということだと思います。で、あのう、まあ、大事なことで、再発防止策等についてはきちんと聞かなきゃいけないんですが、先ず、あのう、ことの大きさというのは、あのう、平成21年度の償却、償却資産に対する固定資産税というのは2億2千239万5千円だと思います。で、これは町が徴収する税金、町税の中で、の比率をみますと20.8%、非常に大きな税金です。で、特に、あのう、固定資産税の中で言いましても、土地よりも多い、多い、家屋が2億7千万ぐらいだったと思うんですが、それに引き継ぐものであるということは、かなり町にとって大事な税金、徴収する大事な税金であって、その認識不足であったとか、あのう、法律を理解を十分していなか

ったっていうのは非常に安易ではないのか。で、もう1点この特例というのは決して、あのう、農協の利益のためにある特例ではありません。農協が共同利用施設を設置することによって農家の過剰投資を避け、経営の合理化を図る等、農業振興をするための政策的な特例です。で、これをしなかったっていうことはその政策的にも十分、そのせっかくライスセンターを設置するのに補助金を投入し、その当時国だけでなく町もある程度負担があったんだと思います。ただ特例適用も十分されてなかったため最終的には事業効果なり農家の利益っていう面では目的が十分達成されていなかったのではないかと思います。こういったことから、これはただ、今回ただ単に特例を適用していなかった、県から調査が来たから調べたらあって、返しますというだけで済むのか、先ず、ことの重大さっていうのは十分認識されていますか。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) この重大さは認識しております。先ほど言いましたようにこれはほんともっと我々職員は研修等積みながら、そしてこの税務行政に携わらなくてはならないというように思っております。ほんとにそれは議員のおっしゃるとおり深く反省しお詫び申しあげたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、謝罪等もいただきました。で、まあ、かなりきついこと、言い方をしたんですが、反面自分自身も、あのう、償却資産に対する認識っていうのは非常に低いものがありました。あのう、本でこう見ても償却資産の項目っていうのは非常に簡単に書いてありまして、その十分説明がしてあるものは少ないです。で、生活においても固定資産っていうの、税っていうのはその評価額等が、お金を借りるときにその関係したり固定資産税をどのぐらい払っているかっていうのはいろんな面でその融資を受ける点で必要な部分ではありますが、償却資産税というのは、まあ、企業にとっては必要かもしれませんが、あのう、一般の方にとってはちょっと縁が、馴染みが薄い。で、まあ、国全体なりいろんな分野において償却資産というのは、まあ、償却資産に対する固定資産税の賦課っていうのは非常に難しいって書いてありました。で、ちょっと意地悪なんですけど、農林振興課長に聞くんですが、今回農協が特例だったわけですが、これは、あのう、他にもたくさん特例があります。あのう、対象が農協じゃあなくて正式には農協連合会あと森林組合、その上部団体、あと煙草組合の関係、で、もう1点農事組合法人も入ります。で、取得方法についても補助金で得たものだけではなくて、あと、農業近代化資金等、制度資金を借りて、あのう、借りて導入した機械設備、金額は30、330万以上の条件はついてますが、このことは農林振興課長はご存じですか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ただ今のご質問でございますが、あのう、こういうふうな事例はですね、あのう、一般の個人農家ではなくて、法、今おっしゃったように法人でありますとか、あるいは、あのう、農協というふうなもの、大きなものが対象に、まあ、なるわけではありますが、通常我々の方では、あのう、特に最近農事組合法人もたくさん作っておりますので、そちらへの補助制度を、まあ、よく適用するわけではありますが、ええっと、研修会の中では当然、あのう、初めてその法人を立ち上げるといふような場合もたくさんございますので、法人税でありますとか、あるいは



は事業税の問題、それから特別控除のようなもの、それから優遇税制としては農業経営強化準備金ですか、まあ、こういったようなものの、まあ、優遇措置等がありますので、これらについてはそういう研修会を通じてその補助の都度、そういうご連絡を差し上げ、まあ、指導もしておるつもりであります。まあ、しかしながら、あのう、我々の手引きを見ましても、その償却資産でありますとか、あるいは固定資産についてのなかなかその文書というのが我々のところに下りてこないものですから、あのう、今日のような事例については私も初めて知ったというのが実態であります。ただ、まあ、防止策としましてはやはり我々の課と税務課とがもう少しご連絡をやりとりをしてですね、あのう、情報共有する必要があるのかなというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、特に農事組合法人に対する税制というのは、今町も積極的に、あのう、集落営農の法人化、集落営農なり法人化を進めてます。で、その手段として農事組合法人というのは多々あるんだと思います。そう、最終的にこういう特例が該当するわけですが確かに、あのう、あまり説明なりされる部分もないですし、もういろいろ調べたですけど、きちんと説明してあるものはたいへんに少ないです。で、そのことがやはり、あのう、償却資産に対する固定資産税の賦課の難しさ、特に、あのう、まあ、物件を把握することが難しいっていうのと、もう1点認知度の不足なんだと思います。で、あのう、県や普及センターにおいても制度資金等貸したり補助金を出したり、貸したりという点は一生懸命ですが、その後に、その所得に関する税金というのは皆さん知っていますが、こういった、あのう、所得に直接しない、関係しないものに税金がかかって来る、また特例があるっていうのは知ってる人が少ないんだと思います。で、その、まあ、対応として先ほど、あのう、職員に研修を受けさせるであるとか、課の連携を密にしていってという話をされました。で、それよりも、あのう、まあ、インターネットで今いろいろ調べれば各町村どんな対応っていうのはあるんですが、なぜ、あのう、単純に、あのう、償却資産の申告のしおりであるとか、記入例を作るとか、そういうことをされないのでしょうか。先ず、そういうしおりなり記入例を税務課の方で作られているかどうか、で、作られてないんであれば今後そういうことを考える必要があるとは思いますが、どうされるかどうかについて聞きます。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 課税標準の今回の特例に際しましても、これ適用、その適用項目というのは、85項目ぐらいあります。それほど、かなりいろいろ細かな規定があるということでございます。結論を申しまして、今の議員さんのいわれますしおりですね、そういうことを網羅したしおりは今作成しておりません。今後そういう法令あるいは関係法令などを、に關しましてはその関係者や関係団体といろいろ情報の共有化に努めるよう鋭意、その方法について今現在伝える方法は正しいのかも検証し直しながら今後努めていきたいと思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、一番大事なのはやっぱりその認、認知度、周知を徹底する、また、あのう、課税対象の把握、で、課税対象の把握と言いますと、ええっと、償却資産、事業用のものだけを申告すれば良いんですけど、全ての事業主がはあ、あのう、報告してるかどうかの問題は一つあると思います。で、それともう1点はその認知度の、まあ、しなければいけないという

部分の不足もあると思いますし、制度の特例の問題、で先ほど、まあ、80何項目あるとは言われましたが、現実、あのう、邑南町内で該、該当するものが80何項目あるわけじゃあないと思います。あのう、該当する分野ですとか、業種とか絞ればある程度簡潔なしおりというのも作成が可能なのかと思います。で、あのう、住民なり事業主に十分周知をするという意味でしおりの作成は大事だと思いますし、反対に、あのう、職員間で共通の認識を持つということ、こと、また、あのう、担当が変わっても次のときに引き継ぐときに、のためにも、やはりしおりというのは一つの手段かだと思います。あのう、来年度の、まあ、毎年1月1日現在でもってるものを申告で、たぶん12月の広報には申告してくださいというお知らせを載せられるんだと思います。で、来年度、まあ、1月1日分について1月いっぱい報告ということだと思いますが、それには、まあ、しおり等間に合い、間に合わないかも知れませんが、また来年度、その次の年度に向けてこういったことも考えていただいて、あのう、まあ、大事な税金ですんでできるだけ該当するものについてはしっかり、あのう、納めていただくように努力すると、ことと、その賦課誤りを起こさないことについて十分検討していただきたいと思います。で、続きまして、あのう、3番目の質問に入ります。今回12月補正で農林振興課の方から販売流通促進費補助金50万円が、ええっと、新規の事業として計上されてます。で、私は、まあ、だいたい6月の議会のときもそうですけど、あのう、年度途中での、あのう、補正というのをあまり好ましく思いません。あのう、当然緊急性なり事業の組み替え、あのう、それぞれ理由はありますが、そういうものについては分かりますが、全く新規のものを年度途中に入れて来る、まあ、理由っていうのはそのしっかり確認をしなければいけないと思ってます。で、特に今回は12月補正、残り年度わずか3か月で新たな事業を行うということです。その、まあ、当然この事業内容がどのようなものであるのか、で、残りわずか3か月の中でどうしてもやらなければいけないという緊急性、また、あのう、販売流通促進費補助金ですが、あのう、内容を聞かなければ分からない部分はあると思いますが、そのハードであればある程度緊急的に物を入れなければいけないということはあると思いますが、ソフト事業であれば残り3か月の中で事業を実施して、その該当者にどのようなそのソフト事業を実施して、その事業効果としてどのようなものを期待するのか、その事業の内容、緊急性、期待する事業効果について質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 今月の補正にも計上しております販売流通促進事業費の関係であります。まあ、なぜ年度途中での新規事業の計上なのかという主旨であろうと思います。で、先ず、最初にええっと、どういうふうな事業であるのかというのを少し、あのう、報告させていただきたいと思います。近年米価が、あのう、下落基調にあります。これは、まあ、議員さんもちろんご承知のことだと思いますし、まあ、特に今年においては、所得補償が実施されたにも拘わらず、まあ、あれほどの下落を招いております。で、結果として、昨年の収入よりも補償があるにも拘わらず恐らく下回るであろうというふうに、まあ、推計をしているわけです。で、まあ、全国的にも米の、まあ、産地間競争というふうなものもどんどん激しくなっておりますし、とにかく作った物が売れるということがやはり耕作意欲に一番繋がるというふうに思っておりますので、先ずは農業者自身も消費者側の事情も理解し、あるいは流通販売の体制等も理解しながら、消費者ニーズをあるいは把握する、情報交換をする、そういう中から、まあ、自ら新たな販路を開拓していただこうというのが、まあ、この事業の目的です。で、現在考えておりますのは事業の主体としては、農業者が組織する団体であったりグループであったり、あるいは農業生産法人、それから邑南町農業活性

化支援センターの今のところこの３種類を考えております。それから事、事業の種類といたしましては、消費地における販路の開拓事業、それから消費者又は流通業者との情報交換事業、消費者又は流通業者を招いての研修事業あるいは講師を招いての研修事業、まあ、こういうふうなものをメニューに上げております。補助金の使途といたしましては、まあ、そういう事業に必要な講師の謝礼でありますとか、旅費でありますとか、あるいは通信運搬費、使用料、借用料、まあ、こういうふうなものに使用できるように現在考えております。で、今回は５０万円を計上させていただいておりますが、１組織定額で１０万円までという要綱案を現在作っているところです。で、まあ、目的にありましたように、その効果でありますけれども、まあ、特に、あのう、ＴＰＰとかの議論も今されている中で、国際競争あるいは国内の産地間競争もどんどん、まあ、激化して来るというお話をさっき申しは、上げたわけでありますけれども、そういう中で、あのう、今年４月から島根県の水田農業の、まあ、展開方向を探るというふうな、あのう、委員会がございまして、まあ、偶々私そこへ参加、あのう、しておりまして、ちょうど、あのう、来年からに向けてのその提案がですね、まあ、こういうふうに、まあ、あのう、まとまってきております。で、この中でですね、あのう、委員が何か所かその県内の視察等行いまして、あのう、要するにその販売方、販売のやり方を今後、まあ、どうしていくのかというふうな中で一つの、まあ、事例として、弥栄米の販売事例を見学させていただきました。で、そこは生産者、これは農業集団であつたり農事組合法人であつたりといういくつかの集団組織と、それから間に仲卸がかんで、それから仲卸が、まあ、捕まえている消費者、自分の、まあ、売り先ですね、その消費者、いうこの三つのトライアングルのような方式になって交流が行われている。で、その内容は、あのう、出来た米を売るというわけではなくて、予めこういうお米を作ってくださいということで、まあ、ある程度その農薬の関係、関係ですとか肥料の関係、堆肥の関係、まあ、こういうものに作る前段階のところでもう消費者側に提示がされて作付けに入るわけです。で、まあ、これ以外の例にしましても、特に、あのう、生産者と仲卸なり小売店なりいうところが連携をしようと思えば、最近ではもう播種前契約というのが殆どなんです。だからできた米をどうぞ買ってくださいではなくて、こんな米を作るが、あのう、もう作る前にもうどうでしょうか、秋、秋になったら出来秋に買ってくださいよというふうな契約をされている例が非常に多い。で、２３年産米をこういうふうなレールに乗せようと思えば、今の時点でこういう動きをしておかなければ、まあ、間に合わないということですね。で、今から、まあ、動いて果たして２３年産米に間に合う組織が出るのか出ないのかそれちょっと分かりませんが、まあ、その可能性を一つ探るという意味で敢えてこの１２月に、こういう補助金を出したということでございます。よろしく願いいたします。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、十分分かったような分からないような最終的には、あのう、まあ、あのう、価格、あのう、米価が下落する中でいかに生き残るかその一つの答えとして、にじゅう、あのう、播種前に契約をし、まあ、仲卸なり消費者と事前に契約をし、しっかりした単価をもって望んでほしいということなんだと思います。であれば、もっとそういった事業に、そういう事業目的を持ったものにして貰えれば、よく分かるんですが、何でも使え、何でもいうことはないんですが、志操で、その短い期間でこれをしなければいけないと思うんであればもっと具体的な事業項目に絞って、その、まあ、来年度から続けるのかどうかっていう部分はあるんですが、その、あのう、まあ、今の時期に補正を組んでやるのであれば、３か月やるのであればそういった目的を十分示して

やるべきだと思います。で、あのう、もう少し、まあ、本音を言いますとソフト事業をやるにあたってその米価が下落してる、まあ、野菜の価格が下落してる、生産者はどのように生き残るかっていう答えを決して行政が示してこうしなさいとやるものではないという思いがあります。本来であれば来年度からこういう事業を町は考えてます、で、各生産者のグループなり、その法人なりで自分たちのものをどう、どのように売ったら良いんだろうか考えて、その考えた結果それに対して補助しますよ、だから研修して自分たちでこういう事前に契約をして売るのが良い、そういう方法があるのが分かったからそういうのをやってみたい、それに対して補助しましょうとか、その様々な手法がある中の答えをあまりその出してやるのはどうなのかなという思いがありますが、まあ、短い期間でやるなら一つのこれが方法でもあるし、もっとこれをアピールしてやるべきかと思います。で、ただ、まあ、先ほども、あのう、ライスセンターの話をしました、本来、まあ、米に限った話をしますと、もともと町なり行政は、あのう、生産、あのう、農協っていうのは生産者の入った組織で、あのう、代表です、その皆んなで同じようなその約束をして、同じ、まあ、同じような作り方、品質を揃えてそれを農協で集めて、その1本にして売っていきましょう。だから販売の手間っていうのは農協に委託する形、そのためにライスセンターを設備したり、育苗センターを設備したり、で、してきました。で、昔はもう農協でライスセンターなり育苗施設を設備しますと、個人なり法人でそういうのを入れたということに対しては絶対補助もしなかった。あのう、二重補助の形になりますんでしなかった。で、そういう住み、住み分けもしてとにかく農協でやるならそれが全てのとってました。で、それ以外に対してはなかなか補助できませんということでした。で、今回のものについては、その、まあ、それぞれの生産者グループで事前に契約ってことは自分たちで売ることに対して補助していくんだと思います。で、これは、まあ、一つの方針転換であるのか、またこのそういったグループ達が、の人達が、そのこの事業取り組んで事前に契約をする、することができて、ほんとは思ったより契約量が増えたから、ハード面の整備をお願いしたいとか、そういったことが出、出た場合、そういったものに補助していくのか、その2点について質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ただ今の補助事業とそれから、あのう、まあ、J Aとの関係になろうかと思いますが、J Aとはこれまで、あのう、育苗センターあるいはライスセンター、ちょじょう、貯蔵施設いうふうなものに補助をしてきております。で、これはその農協という、まあ、組織へお金は補助をしておりますが、その中身については例えばそういうふうな設備をもっておられない農家さんのために、まあ、共同設備をそこに設置したという意味で、まあ、農協に、あのう、補助をしております。ですから間接的にそれをとおして各農家さんがその恩恵に預かっているというふうに、まあ、理解をしております。で、販売に関しまして言いますと、農協さんに集められた米は、まあ、殆ど100%近いものが、まあ、全農経由で売られていくわけですが、まあ、全農自体はひと、我々からみますと一つの民間企業でありますので、あのう、販売にまで農協にその深入りしたという経緯は今までもございません。あくまでも栽培に関する部分、あと収穫、乾燥調整に関するところまででありまして、そこから先は我々は一つ線を引いてきたつもりであります。で、最近の、まあ、米の、米価の状況を見えますと特に今年値下がりをしておりますが、東北のある県では全国でも突出して、あのう、米価が下がった県がありました。で、これの、まあ、中身を見えますとですね、あのう、結局はその全農が集めたお米が、あのう、売れていないというのが一番の

理由なんです。そのことによって概算金が結局そのある県の概算金が、もう極端に下がってしまっています。ということは、あのう、ぜ、もはや全農さんだけでも完全に売り切ることがなかなか難しい時代に入っているんだろうなというふうな気がしますし、それから先ほどの、あのう、弥栄の話もしましたように、県内でもやはりそういう努力をいろいろされてきております。で、私の方も、あのう、決して農協外しという意味ではなくて農協さんも巻き込んだ上で、新しい売り方の一つも考えていきましょうということですので、あのう、決して方向転換をしたというような意味ではございません。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ちょっと話が、まあ、前後する、こちらが聞くことが前後するかもしれませんが、あのう、なかなか今、今回のこの事業は、まあ、ソフトで緊急的にやるということ、で、対象が、結局は、まあ、農業者のグループということですが、かなり幅が広い、で、補助金を出すということ考えた場合少しその幅が広すぎるというのも一つの疑問もってます。で、あのう、元々以前は補助金というのはその法人、あのう、農協のような大き、あのう、団体であるとか、農家の集まった、あのう、何名か以上グループ、で、まあ、今回もグループになつてられますが、であって、あのう、個人には以前は出すことはなかったです。で、それが、まあ、10年ぐらい前から島根県は、あのう、個人に補助金を出すということがあって、だんだんと、あのう、個人にも補助金を出すということが当たり前になってきました。で、9月にその矢上高校を卒業して即就職する人にもっと支援をしたらどうですかという質問をしたときに、町長の方からも個人に補助を、まあ、お金を支援策をするということはいかなもんかていう話がありました。で、それはある意味当たりのすごく話なんですけど、だんだん農業分野はそのへんが曖昧になってき、きている。で、ましてや今回10分の10、100%その補助率も上がっている。で、支援することは必要ですけど、だんだんとなんか、あのう、過剰な支援じゃあないですけど、少し支援したのが当たり前になってどんどんどんどんそれが過剰になって来る、で、これがほんとに良いことかどうかのどうなのかっていうのは検証しないといけないと思います。で、今回先ず、あのう、対象者のグループ等ですが、あのう、本来であれば町は認定農業者なりある程度規模の大きい人達を支援っていうのも一つの考えをされていると思います。で、その農産物の販売についても今農協じゃあたいへん、あのう、全てが難しいんじゃないかっていう考えもあると思うんですけど、現実、あのう、例えば500万、ええっと、どれにしようか、そうですね、300万以上の農産物を販売っていうと、その販売農家は全てで千700、732戸のうち、300万以上で100戸ありません。あのう、5、8%程度。ただこの人達はやはりある程度農協がないと全部自分で売ることはいできないんだと思います。で、その自分で売れる量というのも限られると思うんですけどその対象としてその以前、今まではある程度認定農業者のようなおおきな人達を中心にとかいろんな考えはあったんですが、あのう、今回もその対象とするグループ、法人については認定農業者が入っているとか、認定農業者である、認定農業者が入っているグループとかそういうことは考えてますか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 事業の主体が、まあ、どうなるかというご質問でありますけれども、先ほど、まあ、一つの例として、組織するグループでありますとか生産法人でありますとか、あるいは農業活性化支援センターで、まあ、三つの例を申しあげました。で、これはまだこの実施要綱

の案の段階でありますけれども、今おっしゃいましたようなもちろん認定農業者さんも対象にしたいと思っております。で、あのう、まあ、全てが農協というわけではなくてですね、例えば、あのう、ハーブ米ですとこれは島根おちのブランドですから、これは、まあ、よそへもって行くことはできません。例えばそうではなくてハーブ米以外のいわゆる農地水の二階部分に該当するようなエコロジー米を作っているようなグループも何件かあったりしますので、例えばそういうグループが集まって、どっかへこう販売戦略を立ててみようというふうなことも一つの手だと思いますし、例えばトマトならトマトを特定のレストランへ何とか卸せるような方法はないのかというふうな物をグループでやられても良いと思いますし、やり方はいろいろ、あのう、我々が決して指定するわけではありませので、いろいろ、あのう、農家の方で工夫をされてチャレンジをしようという場合には是非使っていただきたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、認定農業者も含めるじゃあなくて基本的には政策的な今までの流れであるとか、あのう、町がいろんな計画を立てる中でもやはり認定農業者を中心にとということですとやら、やっとられるのだと思います。あのう、こういうことをやるのであれば基本的には認定農業者が入ってるグループなり認定農業者を対象するのが、対象とするのが本来の姿であって、認定農業者も入れるよっていうんであれば認定農業者制度はいらんよということになるんだと思います。だからやはり、あのう、ちょっと今回ののは非常にソフトであって、ソフト事業であって対象も事業内容も曖昧な部分が非常に多くて下手をすると何もかもオッケイになってしまう。で、これはやはり気をつけなきゃいけないんだと思います。だから何もかもオッケイでやってしまうと、まあ、いろいろチャレンジしてください、やったけど結果として何も成果として残らないということになるんだと思います。それで、あのう、今回のような、このような取り組みであれば、例えばその一グループなりをピックアップして試験的にその事前契約も、例えば行政側がいろいろ調べてことちょっと試しにやって見て、やるとだろうという検証事業としてやるのも一つの方法だと思います。で、その他で講師を呼んだり勉強するというんであれば、その、まあ、今年度限りに限っては例えば行政がもっと深入りをして、別に、あのう、それぞれのグループが呼んでお金を払わなくても例えば県の普及員であるとか、試験場であるとか、活性化支援センターが一人呼んで皆んなにその聞いてもらう。そのハーブ米のグループということ、あのう、生産者の団体もありますし、法人の団体もあるんだと思います。あのう、お金をかけない方法も考えるべきだと思います。で、まあ、今から要綱を考えるということですが、その私自身はもっと今年度に限っては対象を絞って、事業内容も絞ってやるべきだと思いますが、現実的にはどのように、その、まあ、今から要綱を考える中でどのように考えられますか。もう一度質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 要綱につきましては、まあ、今から考えるというよりは、まあ、案は、まあ、既にもちろんできているわけでありましたが、今年のことだけではなくて一応この事業を何年か続けようと思っておりますので、それに対応して、まあ、少し幅広の要綱に仕上げております。だから見ようによってはおっしゃるように、まあ、なんでもありかいというふうに見えるかも分かりませんが、まあ、目的のところははっきりさせております。とにかく新しい販路をチャンネルを開拓するんだということですので、まあ、その目的にあった活動をしていただければ、まあ、

良いのかなというふうに考えております。で、今年の場合は、まあ、時間も少ないので少し絞り込めばどうかというご提案であります。実は、あのう、既に、あのう、いくつかその候補を、候補なり方法なりを上げてこちらとしては考えておりますので、あのう、まあ、いくらかもう絞り、絞り込んだ状態でスタートが切れるのかなというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あんまり拘るべきことじゃあないのかなと思うんですけど、要はもう既に想定する団体があつて、こういうことがしたい、だから5団体ぐらいあつて、1団体10万で50万で予算計上したということなんだと思います。ほんで、そのやはり、あのう、補助金を出すということの本来の主旨をもっと考えるべきだと思います。で、あのう、非常に不思議なんですけど非常に、まあ、要綱を作られても、どの事業もそうですけど、中身が非常に簡単に書いてあつて気持ちとしたらどんなことがあつても対象としたいからということなんだと思います。で、予算がなければその去年は対象にしたような事例であつても今年はできない、それは、まあ、そんときの課長の裁量か判断ということになるんだと思います。で、本来であればもう少しきちんと対象なり絞り込んだ要綱をつくり、きちっとすべきこと、何でもかんでも作れば、結局何でもかんでもやって特にソフト事業ですんで、目的さえもって貰えればといつても、結果駄目であつても、やあ、農業で、あのう、天候がとかいろんな理由をつければオッケイということなんだと思います。で、それで結局過去こういうことをやってもなかなかうまくいかなかった。で、そういった反省には一切立っていないのかなと思うんです。で、そういう意味で、その、かん、あのう、僕はこれだけ考えることがたくさんあると思つて、ただ、町側はそこまではないんであればやむを得ないですが、やはりある、これだけあるんであれば、その事前準備を考えた場合も今回なぜじゃあここで補正で出したのか、で、僕自身が補正がすごいやですというのは本来は今の時期なりもう少し早い9月ぐらいから来年度事業どういうことをすれば町のためになるのか、農業振興にかん、なるのかというのをずうっと考えて事業を考えたり、その財政課と、そのヒヤリングをして事業を組むんだと思います。で、4月1日からそれを動かしていく。で、今は何か急遽予算は組んだが事業内容今取りあえず考えてなんとなくこんなが良いかなという形なんだと思います。で、年度途中に組むとそういう形になるものであまり好ましくないなという思いをもってます。で、まあ、4月以降来年度も続けたいから今曖昧じゃあなくて、今は今、来年度からはもう少し、じゃあ今の分を踏み込んでやるというのを、あのう、要綱変えていくのも一つの手だと思うんです。で、そのへんも踏まえて要綱を作ってるのも一つの思いだと思うんですが、やはり、あのう、ずうっと使えるような曖昧なある程度幅のひろい要綱でされるつもりですか。検討の余地はありますか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 曖昧だということでもありますけれども、私は、まあ、そこまで曖昧だとは思っておりませんし、あのう、何でもかんでも出てくればその承認するというわけではありませんで、あのう、そこを私は心配はしていませんが、ただ、この事業を使われて、通常の、あのう、補助事業ですと、まあ、何がしかの要綱がある、それに該当すれば補助金なり交付金を出す、それから実績報告といつて、まあ、お金の使い方というふうなものが報告書として上がってきて、まあ、完了するわけでもありますけれども、ただこの事業の目的はやはりそういう新しい販路を開拓しようという、あのう、大きな、まあ、目的があるわけですので、一応その補助の要件と

いたしまして、先ほど言ったいわゆるお金の実績報告とは別に、その事業をやった結果がどうであって、どんな反応があったのかと、あるいは、まあ、成功したのか失敗したのかも含めてですね、あのう、事業内容の報告書を添付していただくようになっております。で、それをまた次の年にどこかのグループで活かすというふうなことを考えておりますので、まあ、単に誰が何に使ったかよく分からないということではなくて、きちっとそのそういう報告も補助要件の中に上げております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、最終的に、まあ、ある程度事業成果としてそういうことを見ていくってことであれば、やはり、あのう、まあ、事前の審査よりは後のチェックを厳しくしていくってことであればそれは一つのやり方なのかなと思いました。で、まあ、今回の補正で計上してやるということですので、短い期間ですんで、そのやはり短い期間だったからできなかったわけじゃなくて、きちんとした事業成果が上がるように望みます。で、もう1点、まあ、ちょっと付け加えのお願いで言えば、その米価が下がってたいへんな理由の中で、まあ、価格をいかに維持するかというのは一つの方法でみんな物を高く売ることには拘りますが、やはり、あのう、本来の姿である作ることにももう少し拘り、あのう、生産ということですよ、あのう、例えば米の基準収量というのは共済では500キロ以上ですけど、実際にはそれ、そこまで収量が上がってないということは、まだまだ技術的な改善の余地もある、で、経営の判断としてどうするのか、単価が安くても量が取れることをやって、収入を確保するのか、そういった経営のやり方というものもあるんです、と思います。で、そのへんの議論はなかなかありませんので、またそのへんも含めた中で、そのこういった補助金を使うなり、あのう、かん、あのう、事業のその成果として報告の中でそういうことも考えて貰うなり、その、まあ、今年1年限りじゃあなくて何年か考えられてるのであれば、2年、3年かけて邑南町の農業どこまでもって行くのかということも十分考えて事業に取り組んでいただきたいと思います。時間ですんで、以上、あのう、3点質問をしました。これで、あのう、今回の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は2時25分といたします。

—— 午後 2 時16分 休憩 ——

—— 午後 2 時25分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは、再開をいたします。続きまして一般質問順位第4号、2番宮田議員登壇をお願いいたします。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) 議席番号2番宮田秀行でございます。この度は、二つの事項について、通告をさせていただいております。まず、第1点、これはがん検診に関することですが、まあ、半年ほど大矢課長の方にはお休みをいただいております、何度か、あのう、出番がない、私が質問するのに準備をしていたのに私が一向に一般質問をしてくれないというような噂を後ろから聞きましてですね、まあ、半年ぶりにちょっと出番を、作らさしていただいた次第でございます。まず、第1点目ですが、各種がん検診におけるスクリーニング、これ振るい分けの効果についてお伺いをしたいと思います。がん検診においては予算の範囲内で対象人数を算出しておるという、その人数に



対して受診率が高いことに満足している感が伺えております。実際の対象者というのは、その数倍もいる中で果たしてがん検診の効果はいかかなものなのかどうか。それとまたがん検診以外のがんの発見これらは何らかの形で偶発的に発見されると推察されます。それらのがんが早期発見、早期治療、この観点から外れている状況において町としての考え方を伺いたいと思います。二つまとめて質問をさせていただきます。まず、一つはがん検診項目におけるがんの発見率はどのぐらいであるか。二つ目はがん検診項目以外のがんをどのように考えているのか。またその種類及び死亡者数はどのぐらいいるのか、現状のデーターまでで結構ですのでご報告をお願いいたします。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) ええっと、まず最初に各種がん検診におけるスクリーニングの効果の中の一つ、がん検診項目における発見率は、についてのご質問でございます。発見率にもいろいろな統計がございますが、ここでは受診者に対するがんの発見の率についてお答えさせていただきます。単年度では、あのう、非常に数にばらつきがございますので、合併いたしました平成16年から平成21年度までの集計5年間、それと、国は、まあ、大きな数ですので、国は19年との比較について申しあげたいと思います。まず、胃がん検診につきましては、がんの発見率は町は0.16、国が0.15、で、肺がんにつきましては町が0.08、国が0.05、大腸がんにつきましては町が0.23、国が0.17、子宮がんにつきましては町が0.06、国が0.05、乳がんにつきましては町が0.22、国が0.27となっております。まあ、町と国を率を比較してみますと乳がんを除きましては、他の検診はすべて全国の発見率より町の方が高率になっておりますので検診としての発見率は非常に評価できるものと考えております。また乳がんにつきましては公立邑智病院に高精度な機器が入りましたので、今後は更に発見率はアップするものと思っております。二つ目にがん検診項目以外のがんをどのように考えるか、またその種類及び死亡者数についてのご質問でございますが、現在町が実施しておりますがん検診の項目は、健康増進法に位置づけられているもので、厚生労働省が示しております指針に基づき実施しております胃、肺、大腸、子宮、乳がんそして前立腺PSA検査でございます。これらは、あのう、多くの研究から、予防医学的側面より、集団つまり町として死亡率を低下させるのに最も有効な検診として示されたものでございます。これらの検診を対策型検診と呼びまして、予防策、対策といたしまして公共的な医療サービスと捉えております。で、地域全体を対象にして公的な資金を投入して限られた資源の中で、効率よく行いまして、集団、地域としての効果を最大に上げることができる検診の項目だと思っております。それに対しまして、それ以外の検診と、あのう、言っております、検診の項目は現在のところは任意型検診と呼ばれるもので、医療機関が任意に提供する医療サービスでありまして、これは個人が医療機関で個人のために自己負担をして受けるもので、現段階では集団としての予防効果は、現在のところ立証されていないものと思っております。したがって現在実施しております検診項目以外のは、公費を投入すべきものでなく、個人のレベルでの対応と考えております。次にがん死亡者のがんの種類と数でございますが、非常にたくさんございますけれども、詳細の数は常任委員会でお示ししておりますので、統計書より平成20年、平成7年から平成20年の14年間の男女合計で、がんが750人の方が死亡されておりますが、主なもののみ紹介させていただきます。あのう、検診項目に含まれておるものもありますけれども、1位が胃がん141名、2位が肺がん134名、3位が肝がん、肝臓です、101名、以下、あのう、大腸、直腸がんが70名、胆のう、胆道がんが52名、膵がんが49名、悪性リンパが45名、前立腺がんが2

2名、膀胱がん19名、食道がん17名外、たくさんの種類がございますが、まあ、1年にしますと一人というふうな数もございましたので、集計した数でだいたいの傾向としてお答えさしていただきました。以上でございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、現状レベルまでの、統計データー等細かくご報告いただきまして、まことにありがとうございます。先ほどありました、あのう、通常のがん検診以外の項目は公費を投入しない個人レベルでの考えだというふうに、まあ、おっしゃってございましたけれども、私の手元のがんの死亡率の順位というデーターがあるんですが、特にですね、がん検診以外の項目での島根県におけるがんの死亡者数というのが非常に多くあるわけです。だいたい大まかに分けて14の部位に分かれておりますが、そのうちがん検診に含まれているのは7項目です。で、それ以外で、まあ、47都道府県というデーターですので、ボーダーラインをだいたい22県ぐらいのところにおきますと、22、ワースト22以上を占めている島根県におけるがんにおいては、正にがん検診以外では食道がん、結腸がん、胆嚢がん及び膵がん、後、膀胱がん、これら2、4、5項目が該当するわけです。特に順位で言いますと食道がんに関しては全国で8位、結腸がんに関しては全国で10位、胆嚢及び胆道がんに関しては全国で17位、膵臓がんに関してはなんと1位です。最後膀胱がんに関しましても全国で5位、ワースト5位です。このような状況において、これだけ個人、公費で投入しない個人レベルでやるべきだという項目に、のがんの死亡率が非常に高いというのはこれ事実全国データーとしてもあるわけですので、ここらあたりでもですね、この後の質問にも拘わって来るんですけども、実際のところ、全国的には、3人中一人はがんで亡くなっている。しかし邑南町においては4人のうち一人だと、まあ、一人少ないと言いましても25%の確率です。今この議場におられる方がだいたい40名おられるというところぐらいだと思うんですけども、そのうち極端な話10名ぐらいの方はがんで亡くなられるというようなことを考えるとですね、全部位におけるがんの死亡率の一番低い、いやいや、47都道府県中の1位の長野県、こういったところはどのような対策をとっておるかというようなことを聞いたりしておるのかどうか、また、あのう、先ほど来言っております、次の問題に拘わってきますが、質問に拘わってきますけれども、受診率の高さが非常に満足しておるということでもありますけれども、次の3番目の質問で、男性特有の、まあ、前立腺がんこれも久しぶりに出ささせていただきましたけれども、この検診の受診率が82.9%と、まあ、他のがん検診に比べて低かった、これの考察はどうなのか。これも先般、教育民生常任委員会の席においては82.9%っていうのは実は非常に高いんだよということをおっしゃってございましたけれども、実際、50歳以上今検査の対象にしておられると思うんですが、単純に50歳以上の男性は今邑南町においては3千311名、単純に計算でおられます。で、この度前立しぎん、腺がんのPSAの受診者数というのは705名という形で、報告を受けておりますけれども、全対象者の、全対象者の中で受診された割合は、たかが21.3%しかないというのがこれ実情です。で、ほんとにそれで満足しているのかどうか。それとPSA検査の対象年齢を、まあ、国の指針と同じ50歳以上と現在しておりますけれども対象年齢を下げる方法はないのかどうか。というのがですね、まあ、先般、委員長、副委員長の行政視察の際に羽田空港の売店でたまたま買って来ました、エコノミストという雑誌の臨時増刊でマイドクターというのが前立腺という文字が大きく書いてありましたので、もうすぐに私は手にとって買ってしまいましたけれども、これをみますとですね、非常に興味深いことが書いてあります。先ず、あのう、前立腺がんの主な症状とい

うの也有ります。また、また、あのう、前立腺がんの、まあ、リスク要因というのもあるんですけども、こと最近ですね前立腺がんというのが低年齢化してきているということがあちこちに書かれております。これはなぜかというやはり、前から私が一般質問の席で言わせていただいておりますとおり、前立腺がんというのはどちらかという和生活習慣病的な意味合いが強いと、で、特に食生活の欧米化、これによってハイリスクになってきているというのが、まあ、ごく一般的に言われておるわけなんですけれども、なぜ40代に発症する例が出てきているかという、正に高齢の方というのは逆に粗食から始まっている世代。しかし、現在40代というのはどちらかという和高脂肪高タンパクの物を小さい頃から食べている世代ということから、まあ、40代から今、前立腺がんが出て来ているということもあります。で、実際のところ、まあ、データ等細かく見ますと、あのう、70歳代を中心にですね、高齢者がかかるがんだという認識が非常に強かったわけなんです、それはなぜ高齢者に多発するかっていうと非常に前立腺がんというのは緩徐な、ゆっくりな進行を辿るわけ。です。で、症状として現れてこないですから、PSAという検査がない時代においては症状がでない、イコールがんではない、気づかないというのが事実だったわけ。で、70代を過ぎて、まあ、やはり、あのう、排尿障害だとかが出てきて、で、腰痛が先ず出て来るそうですね。で、そうしますと通常であれば整形外科だとかにかかります。しかしそこでは、まあ、シップを処方されたりなんかして、まあ、何とかその場を凌ぐんでしょうけれども、細かく見ていったら結局リンパ節をとおして骨転移を起こして、ステージで言いますとDランクと言うう、まあ、ほぼ手遅れの状態、そういう状態で発見されるがために当時は70歳代、80歳代でよく見つかって死亡に至るケースが多かったということになるわけなんです。です。で、ここで質問をさせていただいておるのは、先ず検診の受診率が82.9%で満足しておるということでしたけれども、他のがん、がん検診に比べて低かった考察をお聞かせ願いたいのと、それと現状今申しあげたとおり前立腺がんもかなり低年齢化しつつある。この10年後にはですね、胃がんを抜いては、肺がんについて、ついで死亡が、がん、前立腺がんによる死亡が2位になるというふうに言われておる今、時、時代において対象年齢を下げる気持ちはないのかどうかお尋ねをいたします。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) それでは前立腺がんの受診率82.9%ということでその考察についてのご質問でございますが、これは、あのう、22年度の各種検診の、先ほど申されました目標数に対する実施率、まあ、受診率とおっしゃいましたが、実施率と思っております。それが82.9%。で、その他のがん検診におきましては、90から100、110%ぐらいであったということで非常に低いのでどうかということですが、これは、あのう、今年度のみの、まあ、数で、まあ、これといった考察はしていないと、まあ、申しあげたとおりなんですけれども、全体の対象者に対する受診者数や受診率などは非常に長期的な数でもって考察をしております。率の数字のみだけでなく、受診者の内容、つまり受診者数、初めて受けた方がどれだけいらっしゃったかとか、がん好発年齢の方は何人いらっしゃったかとか、また検診の精度管理、発見率等でございますが、その他いろんな、あのう、ものが多く関係しておりますので、なかなか単年度での評価というのは難しいところがございます、経年的に見て分析をしております。まあ、そのような中に対しまして長期的な施策をいろいろ、あのう、創意工夫して3年間未受診者の方に通知を、戸別通知をしたりして、初めての方を増やすとか、そういうふうないろいろな工夫をしながら、まあ、取り組んでいるところで、その中で今年度の目標数を見込んで予算化をした数です。それに対する実施率が、先ほ

どの82.9%ということですので、決してその数に満足は全くしておりません。しかし、あのう、目標数に対しまして、100%とか110%、この場合は82.9%ですけれども、あのう、目標に対しまして今年度これだけ受診していただいた、多くの方に受診していただいたということは事業とすれば評価できるものと私は思っております。この実施率ですので、これはあくまで。対象者に対する受診率というのは長期的に1年1年この実施率を100%ぐらいにやりながら、続けていく中で全体の対象者に対する受診率が上がって来るということを長期的な計画をもって取り組んでおりまして、その中で受診率向上と、その結果死亡率が低下、地域として低下していく、そういうものと考えておりますので、決してこの一つの数に満足をしているというものではございません。それと二つ、1度に。PSA検査の対象年齢を、50歳以上と今しておりますが、下げる気はないかということですが、まあ、いろいろご意見いろいろ学説等があるかと思えますけれども、私どもは集団検診として、何をやっていくかといったときに、先ほども申しあげましたが、対策型の検診というものを行政はやっているわけでございまして、一般的にはやはり50歳以上が非常に発見率が良いと現在推奨されているわけでございます。で、その根拠の一つに、平成17年の全国の男性のがん患者、死亡ではなくて患者調査によりますと、50歳から54歳では前立腺がんというのは多い方から数えますと7番目、で、60歳から64歳では2番目になっております。そして65歳以上では患者調査では1番目に、まあ、なつてきま、まあ、先ほどおっしゃいました、高齢者になって出て来るというあたりで患者の数はそういうふうになってきております。まあ、これから考えますと、40歳以下ではやはり7番よりもっと少ないと考えられます。すべての、まあ、年代に、あのう、公費を投入してやっていけば、それは良いのですけれども、まあ、いろいろ予算の関係もありますし、やはり町といたしましては、やはりかかりやすい年代を、やはり集中的にそこに公費を投入していく、そして効率的な方法で、やはり集団としての効果を最大に上げていくということをするのが、行政のやる予防活動であろうと考えておりますので、その当たりを施策的に、まあ、現在、進めております。家族等、まあ、血縁にがんにかかられた方とか非常にリスクをもっている若い方っていうのはやはり先ほど申しました、任意で医療機関とか1日ドック等を受診していただけたら良いのではないかと考えております。以上でございます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、やはり四角四面な行政のお答えをいただいたような感じで非常に私は納得しないような気持ちがございます。というのも先ほど申しあげましたとおり、40歳代というのは現状、好発する年代になってきている。更に、今よりも何年か経てばですね、なおのことその欧米化の食生活に移行した年代が増えて来るという時代になって来わけです。国の考え方をそのままというのではなくって、やはり町単独でっていうことで私はお願いをする意味で、まあ、申しあげた次第なんですけれども、まあ、先ほど、あのう、PSAの検査で、82.9%ということでしたけれども、で、ご答弁いただいた中に経年的に、まあ、分析をしておると、3年間未受診者の方へ通知をしておるというご報告でしたけれども、本来PSA値の意味するものは何かと言いますとですね、PSAっていうのは値が高い低いだけで判断するものじゃないということなんです。これは過去何回も申しあげましたけれども、前立腺、あのう、PSAというのは、まあ、prostate specific antigen、前立腺特異抗原であって前立腺がんの特異な抗原ではないということは申しあげております。ということは前立腺がん以外でも特に前立腺肥大においても値が高くなるというのは申しあげました。しかしながら、まあ、多分にですね、この経年的に分析というのも今回82.

9%という結果が出ておりますが、実際に個別に去年受けられた方が今年も受けているか、一昨年受けた方が去年も受けて今年も受けているかっていうのまでは調べておられるのかどうかは分かりませんが、このPSA値っていうのは高い低いだけではなく、0.75という刻みにおいて経年プロットですね、データーをプロットしていくことによってその値が上がっていくことが前立腺がんのリスクをもっているという判断をとるための測定の意義があるものなんです。ですから、値が仮に20出たということであっても、これは前立腺がんかもしれないし、前立腺肥大かもしれない。しかし翌年計ったときに20.75という値に上がっておった、更に次の年計ったときには、21.いくつになっていたというふうに値が上がっていく、この経年経過を見ることによって前立腺がんかどうかを調べるっていうのが一番の本来であればPSA値の意味することなんです。で、それを先ほど3年間未受診者へには通知しておるということでしたけれども、改めて質問いたしますけ、けれども、毎年毎年受診をされておる、おられる方はどのぐらいおられますか。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) ええっと、前立腺、PSAに関して、ただ今ここには数字をもってきておりませんので把握しておりませんので後ほどお答えさせていただきます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、後ほどご回答いただくということで、まあ、とにかくですね、このPSAというのは1回計って陰性だったからはい、私は大丈夫ですというただ単なる指標じゃありません。毎年計ることによって前立腺がんのリスクを見ていくというようなものですので、これは3年未受診者の方へ通知する、勧奨するだとかっていうレベルで満足していただくと非常にまずいことになります。これだけは肝に銘じておいていただきたいと思います。次の質問なんですが、がん検診項目以外のがんを簡便な血液検査で発見できるような方法があるとしたら、町としてはどのように考えるかということなんですけれども、これも過去3回ほど質問をさせていただいておりますが、が、一向にその後どのように町で対策をとったかというような報告すらございません。私個人的にはたかが1年生議員がつまらんことを言ったら、そのままほかっておいて良いやっていうふうにしかとれないような状況です。特に癌胎児性抗原、CEAというのについて、私さんざん言っておりますけれども、この度東大を始め5人のドクター、最終的にはこの通告書を作った後にもう1名意見を聴取しましたので、6名になりますけれども、いろいろ意見を聞きました。中でもやはり賛否両論ではありましたが、約3対3、半分の割合で賛成意見、反対意見というのがございます。賛成意見に関してはやはりCEAというのは、いろんながんで高値になると、逆に擬陰性というものは少ない。擬陽性が多いということで非常に有用であるという話を聞いております。特にそういった陽性値が出た患者に関しましては、PET検査というものがございすね、ええっと、何というあれでしたっけ、陽電子放射断層撮影PETCTというものです。がん細胞というのは非常に、ブドウ糖を取りやすい細胞だそうにして、人工的にブドウ糖と似た成分を、まあ、血液中に注射をして、で、その後に断層撮影を行うことによって、その成分が集中した部位が、がんであると、に診断できる非常に有効な検査装置なんです。まあ、ここの近隣では浜田医療センターに、ついこの前入っているような状態ですけれども、そういったものと組み合わせることによっていろんながんの早期発見、早期治療に繋がるという意見もいただいております。賛否の否の方に関しましては費用対効果や、まあ、ドクターの知識不足において、値が高く出たとき

にうまく患者に説明ができないという意見が半数を占めておりました。この２点について、担当課長と職務代理の副町長の方から、このＣＥＡの存在の意義、町に取り入れる気持ちがあるかどうかということをお尋ねいたします。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) ５番と６番二つ合わせてのご質問かと思しますので、簡便な血液検査で、発見できる方法を町としてどう考えるかということでございますが、２番のご質問でもお答えしましたとおり、現段階での実施は考えておりません。行政が行いますがんの検診というものはがんを単に発見するだけが目的ではございません。がんを発見し、早期に治療して地域としてはやり死亡率を下げていく、これは公衆衛生として最大の目標だと思っております。したがって、あのう、対策型検診でございますので、やはり集団として非常に効果があると科学的に根拠が示されたものの、また検診でやはり医療費削減に繋がっていくものというものが必要かと思っております。非常に簡便であるということは、あのう、良いのですけれども、まあ、先ほど来、話がありますように、がんが特定できない、非常に、あのう、疑いとかいろいろ出て来ると思っておりますので、非常に、あのう、精密検査等、検査にいかねばならないとか不安を多くの方がまだ持たれる検査ではないかと思っておりますので、非常に返って過剰な検査医療費に繋がるのではないかとということも懸念されます。まあ、そのようなことも考慮しながらＣＥＡということ、１２月、３月議会でもいろいろご質問いただいておりますけれども、やはり、あのう、現段階では、集団検診への導入というのやはり非常に難しいのではないか、難しいというか、あのう、集団としての効果を出すということには、やはり、あのう、対策型検診としてやる項目ではないものと私は判断をしております。先ほどお話しがあります検診にはやはり、あのう、疾患、あのう、受けられた方からがんを、がん発見を特に決めていく、そしてまた受けられた方でも、やはり擬陽性を含めて陰性、その中でがんではない人を選んで、振り分けですけれども、異常の人と異常でない人のきっちり振り分けが、あのう、非常にできるものが必要であらうかと思っております。で、また、あのう、地域でやっていきますものは、やはり簡単であって多くの人に安くできて、そして発見率が高く集団としての効果を最大に出せる検診、これが、まあ、現在進められている検診としてやっているわけございまして、先ほど来、全体に対する受診率２２％等を、あのう、申しあげましたが、確かに全てのがんがまだ４０％いかないうような状況でございます。で、国は５０％を目標として指示をしているわけであり、現在国に報告を全てしております五つの検診が、まだまだ半分しかいないような状況の中で、公費をどこにつぎ込んでいくか、どういった検診をしていくのが非常に効果的なのかという点で、いろいろな死亡の統計、発見率いろいろみながら、選択をしていっているところでございます。やはり、いろいろと、あのう、ご質問いただく中で、私も、あのう、有識者とかいろいろなところで、状況等少し調べたりいたしましたけれども、やはり、あのう、集団としての有効性、そのあたりがはっきり示されているものが、自信をもって私どもが責任をもって地域の皆さんに提供できる医療サービス、行政がやるサービスであらうというところで公費を投入していく、それが現在邑南町がやろうとしております予防活動としてやはり一番効果的な方法であると、現在判断して行っております。以上でございます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) なかなか宮田議員さんの言われるところに対して、課長の方からも満足な回

答が出ていないわけでありまして、もう私の回答もさ、はっきり結論を申しあげまして、全く同じでありますし、専門的な知識に関しては当然保健課長が詳しいわけでありまして、同じ回答になるかと思えます。あのう、先ほどからずっと、あのう、答弁等を聞いておりますけれども、ものによって、対策型のもの任意型ものがあるというふうなことを申しあげておりますけれども、確かにそのとおりだと思いますし、行政としてやるべきことと、個人がやるべきこととがやっぱりある程度、あのう、区分して考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。特にその行政がやるというのは、発見率を上げたいためにやってるわけではありません。成績を上げるためにやってるわけではなくてですね、がんによる死亡率を下げるというのが最、行政の最大の目的でありますので、要は健康な人ばかりであればいくらがんを発見しようとしても見つからないわけでありまして、発見率についての問題というよりか死亡率を下げるということが行政の最大の目的というふうに考えてお、おるところでございます。まあ、いろいろな私もその研究等さしてもらったというか資料を見さして貰ったんですけれども、これは、あのう、国立がん研究センターのがん予防のガイドラインに出ておりますことにもそのように書かれておるわけでありまして、そして、まあ、公費も投入しながらやるわけでありまして、何かのガイドラインに沿ってやっていかなければならないというふうに思うわけでありまして、その先ほどから、まあ、お聞きしている中に一つの考え方としてですね、そのがんを、検診を受診される方のその立場が違う、あのう、個人的に受けられる方の考え方とですね、そのそれを提供する自治体でありますとか職場の考え方、これによってずいぶんそのやりとりが噛み合わないんじゃないかというふうに思いわけ、思いますし、その効果と言いますかそれを計る尺度というものが、違っているんじゃないのかなというような思いをもって聞かしていただいております。要は受診する個人の立場で言いますとその自分ががんにならずにすんでなお、かつ死なずにすむというのが、そういう確率の高いところを求めるわけでありまして、逆にその提供する立場、公共の立場で提供するところ言えば、集団でがんの死亡率が下がるということを目的としてやっとなるわけでありまして。そうするとやっぱりリスクもコストもいろいろ考えながら進めていくわけでありまして、その有効性というものがしっかりと証明されたものについて、その、がん検診を町は実施していくというような考え方に基いてやっておるわけでありまして、ので、まあ、あのう、そのへんも全部含めて考えまして回答につきましては、今先ほど保健課長が申しあげましたように今すぐに実施という、状況が変わればまた変わるのかも知れませんが、現段階では全く同じ回答にさせていただきます。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、宮田議員。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、誠に残念ながらご答弁ではございますけれども、まあ、実際のところですね、まあ、今の答弁を聞く限りにおいては、やはり特異性のあるがん検診のみしか考えていないというふうにしかとれません。しかしながら、まあ、C E Aの導入をしている他、他の行政というのも何件かご、ございますということは前回も申しあげました。というのはなぜかと言いますと、あのう、先ほども申しあげたこの部位別の死亡順位でですね、実際にがん検診で行っていない食道がん、結腸がん、胆嚢がん、膵臓がん、膀胱がん、これらすべてC E Aが高くなる項目なんです。で、これを実際に、実施していないが故に要は特異的なマーカーもなければ、直接、まあ、食道がんですね、よく、あのう、胃カメラを飲むついでに、あれはヨードですか、ヨードかなんか吹き付けながら撮影していくと染まらない部位は、まあ、がんであるというようなことで発見できるそうですが、それもあくまでも個人が食道がんをうか、疑っているときにそういう検査をしてく

ださいと言わない限りは実際には食道がんは見つからないわけです。しかしながらこういうC E Aという項目は明らかに高値に出る、っていうのはこれ事実、何回も申しあげてるとおりですので、これはやはり、あのう、どういう形ですかね、け、まあ、早い機会にというか、もう他の行政がどうこうどうこう、国の指針がどうこうどうこうというよりも、あのう、特異性どうこうという考え方ばかりではなくって、まあ、早期発見早期治療っていうのが前提にあるんだあれば、がん検診にない項目のがんを発見するための一つのものとして、対象として考えていただきたいというふうに思うわけです。ですので、どうしてもこのなんていうんですか、いろいろ答弁を聞くとですね、まあ、費用対効果っていう直接的な言葉は出て来てないんですが、否、あまりにも否特異的なことによって、いろんな検査をしてそれに対して医療費がかかる、だからできませんっていうのは、もう私から聞くと医療費抑制っていうことにしか考えられないんですよ。まあ、そのへん、まあ、ちょっと長い目でですね、あのう、C E Aの導入っていうのを、まあ、考えていただきたいと思うんですが、もう一度、副町長にお伺いいたしますが、今後もこのC E Aの動向というものを国がどうこうという指標が出す前に町単で何か動くような考え方はございませんでしょうか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) この腫瘍マーカーというんですか、C E Aですか、このことを町、町単で考えられないかということでございますけど、まあ、回答とすれば先ほども申しあげましたように、効果等も必要な先ほど言いましたように、必要となつてまいりますし、またこのことが、まあ、いろいろなものを見ましてもですね、現段階ではその進行がんの範疇の判定とかそういうところで大きく効果を出していて、その集団検診といったがん検診といったところでの、あのう、有効性というのはまだそれほどの高い率で認められてないというふうに認識をしておりますので、今すぐに単独で導入するといった回答は控えさせていただきます。

●宮田議員(宮田秀行) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員、大屋議員じゃあない、宮田議員。失礼しました。

●宮田議員(宮田秀行) はい、まあ、あのう、先ほど来申しあげていますとおり、今すぐにとすることは決して申しあげません。ただ、国の動き等を見ながら、国に右にならえではなくて、早い機会に、先ほども申しあげたとおり、がん検診以外の項目で島根県においては死亡者数がすごく多いという島根県の1市町村のわけですから、なるべく早い機会に検討をしていただいて、逆にですね、町民1万2千人ちょっとっていうところにおいて、こういったものを試験導入すればですね、非常に、あのう、良い統計データーが取れるはずなんです。で、そういったものを逆にですね、他の市町村に先駆けて、独自に邑南町としてこういうデーターをとって、食生活から生活の状況だとかそういうところの因果関係と結びつけてどういうがんが発見されたとかですね、そういうデーターを取ることによって非常に良い論文も書けるわけですから、そういうことをちょっと前向きに考えていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。公共事業工事の発注後の町の対応についてなんですが、公共事業工事において、業者の落札後にですね、経費関係が適切に行われるか、ているかどうかの行政のチェック体制があるかどうか、これについて、まあ、質問をさせていただきたいと思います。まず、あのう、よくありがちなのがですね、追加工事が必要になったということで、まあ、例えば、あのう、砂防ダム関係あるいは、図面をよく見ていないせいか知れませんが、掘削工事をしたら下から水道管が出てきた、なんかパイプが出てきたっていうことで、それを移設工事をしないと、工事に着工できないとかいうことで、いろんなことで、あのう、



追加予算が発生しておるというのを耳にします。で、図面上において落札想定価格っていうのは設定していると思うんですけども、後から追加補正が発生する事案が多く見られるんですが、それらは事前に確認することはできないものなのかどうか。まあ、つい先般もありました、あのう、砂防ダム工事においてですね、岩盤が出てきて、それによって追加工事が発生してしまう、それに対して予算決議をしてほしいという問題もございます。それとあと工事開始後の行政としての現場の視察状況、これも、まあ、住民からいろいろ耳にするとところによりますと、過剰な●●（削除及び訂正申し出、議会承認）工事関係者が、現地にいてですね、それも実際には労働をしていない、ただ見学しているだけというようなことで、あれはほんとに必要な人員なのかどうかっていうことをよく耳にします。そういった類もですね、多分に落札価格の中に人件費として含まれているんだろうけれども、それがほんとに適正なのかどうか。そういった人間は逆にその場にいないければ人件費としては発生していないんだろうというふうにもとれるわけなんです。それと進捗状況等を見て、これ丸2になっておりますが、丸3の誤りです。進捗状況等を見て適正かどうかの確認は行政としてしているのでしょうか。っていうことの3点について説明をお願いします。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(三上徹) はい、田中建設課長。

●田中建設課長(田中節也) 公共工事の発注後の町の対応についてというご質問でございますけども、1点目の、あのう、発注後におきまして、追加補正予算をしなければならぬ事態が起きるということは、事前に確認できないのかという主旨の質問でございますけども、一般的な、あのう、工事の発注につきましては、まあ、あのう、計画図面というものがあまして、これから、まあ、数量を拾い出しまして、これに、まあ、適正単価を乗じた額、これは、まあ、直接工事費というんですけども、これとこの直接工事費に対します基準書にありますが諸経費率これを合算した額がいわゆる設計額ということで当初発注をかけるわけですけども、その予定価格につきましては、その設定額によって決定されたものでございます。で、発注するわけですけども、その後、その発注につきましては当然その年度の予算額内での設計額で発注をかけるわけでございます。で、その後発注後におきまして、現場の執行過程におきましては、発注時点では想定できなかった状況、例えば、掘削後の土質の状況でありますとか、法面の状況あるいは湧き水等こういったことも考えられます。こういった場合工事内容を変更して工事を執行する必要性が生じてきます。この場合ですね、あのう、いわゆる年度を跨いでの継続中の工事でありますと、その年度の予算内でいわゆる工事の内容を、まあ、入れ替えるとか、調整しながらその年度の予算内で治まる工事内容で変更をかける場合が通例でございますけども、単年度で行う工事につきましては先ほどいったような状況がありますと、追加の補正予算をお願いして進捗を確保しなければならないという状況が生じることもございます。それで、まあ、あのう、先ほど例にあげられました砂、砂防工事、今回、あのう、変更契約の議案を提出させていただいておりますけども、議案の説明でも申しあげましたように、掘ったときに岩盤、推定岩盤線というものがあったわけですけども、計画段階で、この岩盤線が、まあ、推定よりも違って来たということで構造物の形態を変えなあいけん、変えねばならないという状況が起きてきました。で、なぜ補正なのかということなんですけども、この砂田川の砂防工事につきましては今年度最終年度を迎えておりまして県との協定も、そのいわゆる最終精算に向けての協定をしながら、今年度工事を完了するというところで増えた分につきまして、この度変更契約さしていただくというものでございます。それから2点目の工事開始後の行政としての現場視察状況、まあ、あのう、現場の作業員の方が過剰におるんじゃないかというような話があったですけども、あの



●議長(三上徹) はい、そのように処置いたします。

●宮田議員(宮田秀行) はい、じゃ以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

●議長(三上徹) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は 3 時半といたします。

—— 午後 3 時 2 0 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 3 0 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは、再開をいたします。続きまして一般質問順位第 5 号、6 番清水議員登壇をお願いいたします。

●清水議員(清水優文) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 6 番清水優文でございます。議事録末梢のないように頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私は今回通告しております畜産振興と環境保全型農業について、道德教育の推進についての 2 点について質問いたします。まず、畜産振興と環境保全型農業についてですが、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が平成 11 年に施行され、石見地域では有機農業の振興において畜産の環境整備をはかる上で堆肥化処理施設が設置されている中、今回新聞発表された堆肥製造施設建設について質問いたします。平成 22 年から平成 27 年度過疎地域自立促進計画案では畜産糞尿活用事業を経営近代化施設だと事業計画で示されていますが、今回畜産糞尿等でのバイオマス資源として活用する施設として報道されております。この施設を建設する調査であると後で説明がありましたが、なぜ今の時期の報道があったのか、また従来からある堆肥施設に何か問題があったのかについて質問をいたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 畜産糞尿活用事業についてのご質問であります。まず、この事業は地産地消に非常にたい、あのう、深く関わりがあるわけでした、3 月に地産地消推進条例というものが制定をされておりまして、まあ、今年度から来年度にかけて推進計画というものを今作っている最中でありまして、で、この中の、まあ、柱がいくつかございまして、一つは学校給食へ農産物を、まあ、どういうふうに、なシステムで納入していくのかという問題。もう一つは山の資源を活用する方法。まあ、特に町内産材あるいは林産物をどうやってこう町内で回していくかというふうなシステムが二つ。それからもう一つが畜産堆肥を中心にしたバイオマスの活用を、まあ、どのようにやっていくかという、まあ、三つの柱を今年から研究に入っております。で、この中でバイオマス資源のうち、畜産堆肥につきましては、昨年 21 年度から耕畜連携ということで取り組んでおります。で、耕畜連携自体の目的としましては、まあ、当時転作田が約 500 ヘクタール程度ございまして、で、その内 200 ヘクタールが野菜等で植わっておりますが、残った 300 ヘクタールにつきましては自己保全とかあるいは調整水田とかというふうなことで、まあ、あるいは山林に戻っているような場合もあるんでしょうけれども、そういふようなことで活用がなされておられません。で、これを、まあ、どういうふうに関活用していくかということで、支援センターで検討してございましたが、あのう、JAの方ではもちろんトマトとかキュウリとか白ネギとかですね、まあ、野菜振興に非常に力を入れておるわけですが、まあ、実態は高齢化も進んでおりますし、それから若い人達は、まあ、総サラリーマン化といって良いと思うんですが、まあ、土日しか空いていないというふうなこともあって、なかなかその 300 ヘクタールの活用率が上がってこないというの

が、まあ、実態でありました。それから一方、畜産農家の方の側は、2年ぐらい前でしょうか、あのう、アメリカからの輸入のトウモロコシ飼料が50%程度上がりました。これはアメリカでそういうトウモロコシがバイオへの活用へ回ったために、その飼料へ回る量が非常に、まあ、減ってきたということもあって、5、60%上がっておりまして、まあ、今少し落ち着いてはおりますが、まあ、上がり傾向であることには変わりありません。で、この結果、あのう、町内の酪農家さんの生産コストもだいたい3割程度は、あのう、飼料の上昇に伴って、上がってきたんだろうというふうに推計をしております。それからもう一つは糞尿あるいは堆肥化の処理の問題を抱えている畜産農家もあるわけでありまして、で、これを、まあ、解決するために、昨年からは耕畜連携ということで転作田を活用して飼料稲を作る、その飼料稲を乳牛に食べさせる、そして出来た堆肥をまた農地の方に、こう還元していくという一つの、まあ、循環型のスタイルを去年は試行的に始めておりまして、約7ヘクタール行っております。で、今年から本格的に稼働しておりまして、現在、まあ、33ヘクタールの農家で飼料稲が作付けをされて、11月の頭ぐらいのところで収穫が終わったところでありまして、で、これらを実践する中で、いろいろな課題が、あのう、判明いたしました。で、これにつきましては、また後ほど説明をいたしますが、で、それを解決するために必要なものとして、今回のその新過疎計画の中に畜産糞尿活用事業というものを載せております。で、この新過疎計画が9月の2日であったと思いますが、公表されております。まあ、もちろんそれから何回か修正は行われておりますが、まあ、第1次として9月2日に公表されております。で、これを見た、まあ、ある新聞社の記者がですね、私のところにまいりまして、この畜産糞尿活用施設とはどんなものかということで質問を受けております。で、まあ、先ほどのようなことをお答えいたしまして、そういう意味から、まあ、個々に今までは酪農家さんが堆肥製造あるいは畜産処理をしていたけれども、もうそれでは、あのう、酪農家さんの方の側もいろいろ問題があって、これはまずいのもう共同化するような施設を、まあ、提案したいというふうなことをお答えしております。で、その後11月になって再びその記者さんがこられまして、その事業は今どうなってますかという質問を受けまして私はその事業の、まあ、可否を検討するための基礎調査を現在やっているというふうに答えております。で、そこで、この調査自体は、まあ、例のいわみファームも対象としておりますので、そういう関係から記者さんはどうも今回のその処理施設、糞尿処理施設といわみファームとの問題をどうも結びつけて考えられたようであります。我々の方には決してそういう考えではなくてあくまでも、まあ、調査対象であったということではあります。で、私の方はこの12月議会の常任委員会なり全協で、こういう調査の内容でありますとか、あるいは目的というふうなことをご相談する予定にしておりましたので、その記者さんにはまだ新過疎計画も承認されておられませんし、私も議会にまだ説明をしていないことでもありますので、それが済むまでは、まあ、記事にはしないようにということで言っておりました。ところが実際は11月21日、日曜日のある新聞にこれが、まあ、掲載をされております。で、私の方は、あのう、二日後に記者に抗議をしております。で、記者の方はですね、まあ、いわみファームの事故からちょうど1年、あのう、昨年の11月26日の早朝でございましたので、ちょうど約1年になりますけれども、まあ、そういう、まあ、区切りの時期であったということと、それからその記者さんは個人的に、その今ちょうど覚書がその有効だ無効だというふうな、そのお互いの言い分が、まあ、違ってきておりますけれども、そういうふうな、まあ、なんと言いましょ、不毛な議論を長々とするよりはもっと前向きな解決策があれば良いのになというふうに、その方は、まあ、個人的に考えられておったようです。で、今回の過疎計画をご覧になって是非それと結びつけてうまく解決ができれば良いなという思いから、新聞記

事にしたということでございました。まあ、いずれにいたしましても、あのう、この情報自体は私から出ておりますので、まあ、今後は情報管理には十分気をつけていきたいというふうに思います。で、具体的な中身であります、現在のところ、まあ、基礎調査を行っているというふうに申しあげましたが、ええっと、去年から今年2年耕畜連携を進めておりますが、この中の課題といたしまして、一つは、あのう、酪農家さんの堆肥の品質が一定化しない、かなり完熟した良い堆肥を作られる酪農家さんもいれば、ほとんど、まあ、生に近いようなスタイルを散布に行かれるというような、あのう、酪農家さんもいらっしゃる。それからせっかく作った堆肥を売り切れないで、こう残ってしまうような酪農家さんもおられます。それから今年は、まあ、33ヘクタールというふうに、恐らく今邑南町の転作作物の中では飼料稲がひょっとしたら面積的には一番多いかなと思うんですが、そこへ堆肥を還元するとなると、まあ、かなりの面積の散布が必要になりますが、もうその手間自体に、が、酪農家さんが、あのう、まあ、苦しくなってきたと、手間が無くなってきたというふうな課題もあります。で、今後、まあ、今日の、あのう、14番議員さんの質問にもありましたけれども、あのう、転作の数量が、まあ、恐らく下がりはしませんから、上がっていく方向にあるわけですがけれども、まあ、増えていく方向にあるわけですがけれども、まあ、そこを埋めていこうとすればやはり耕畜連携をますます進めていって、先ずはこの邑南町の中で、まあ、経済も含めてですね、その循環型の農業ができる、そういうふうなシステムを構築することが、まあ、一番であろうというふうに思っております。で、そういうところから、あのう、この糞尿の共同施設という物が一つの大きな、あのう、課題として上がってきておりまして、で、これは実際、郡の酪農組合の方からも、もう個々に処理をしている時代でもないの、何とか町の方でもそういうふうな方向で検討はしてもらえないだろうかという提案も受けておりまして、まあ、そういう、まあ、全体的な事情から基礎調査に現在入っているところでございます。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、副町長に伺いますが、今の件について我々議員あるいは常任委員会には全く説明のないまま、この情報が出たということについて何かお考えはございませんか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) これは、あのう、まだ説明不十分なまま情報がマスコミ等に、発表されるといったことへ、対しての意見ということでございますけれども、1番我々もそのへん苦慮するところでもありますけれども、会議等が原則公開ということにしております。ですから、まあ、バス等にもそういった問題がおきたわけでもありますけれども、公開の会議をする関係で情報がどうしても、あのう、新聞社等には事前に入ってしまう、そのことがありまして、我々もそういった点をお願いをしとるわけでもありますけれども、そっから、その先については、まあ、新聞社の判断ということを書いてしまうということが非常に多くなっております。それで、ある程度そのそういった、あのう、非公開の会議というのを持つ方が良いのか、やっぱり今後も公開の会議を続けていくのが良いのかというところでもありますけれども、私としてま、しましては基本的には会議は公開であるべきだというのが前提になっておりますので、まあ、そういうことがあろうかと思います。で、それで、まあ、あのう、個人的に記者の方にもお願いをしとるわけでもありますけれども、その書く内容がですね、今でなくてはならないのか、読者の皆さんにとって今必要な情報なのか、もう2、3日の猶予がなくて、2、3日後の発表でも良いのか、そのへんのところの判断をきちとした上で書いて

ていただきたいと、そういうことでないと公開の会議というものがなかなか難しくなりますということはお伝えをしているところでございます。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 情報管理には十分注意するということでございまして、次の質問に入らしてもらいます。石見地域に從來から設置してある堆肥処理施設の活用は現在どのようになつとりますか。また、酪農農家にも個々の堆肥施設がありますが、このような施設を今、今後どう運営されていくのか質問いたします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 石見地域に從來からあります堆肥処理施設の、まあ、活用の状況と今後それをどういうふうに運営していくのかというご質問でございます。石見地域には、現在町が設置した日和の処理場、それから茅場の処理場、それからJAが委託管理しております基幹処理場の3か所がございます。で、更にそれとは別に酪農家個人さんが所有する農地へ散布したり、あるいは独自に堆肥化されたりという農家もございます。で、一つ目の日和処理施設につきましては、有限会社のいわみファームが指定管理をしております、これは約4千500頭の豚の糞が一次処理をされております。これは日和農場、日貫農場合わせて糞が一次処理をされております。それから茅場の処理場につきましては、これは茅場堆肥処理組合というものがございまして、ここが指定管理をしております。乳牛約20頭それから採卵用の鶏2万羽、この糞の一次処理をやり、行っております。それから3番目の基幹処理場、これはJA島根おおちが指定管理をしておりますが、これは内容的には肥育牛が約330頭、それから日和処理場と茅場処理場で一次処理をしたものを搬入して、まあ、最終的な製品化を行っております。これが、まあ、現状であります。で、まあ、今後の活用でございますが、まあ、現在基礎調査を行っている段階ではあります、まあ、極力その大きな目標の中で使える物は使いたいと思いますし、まあ、その基礎調査が出た段階で、あのう、活用方法に具体的なものについては検討してまいりたいというふうに考えております。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 酪農農家にも言いましたが、酪農農家は今たいへん労力が無いので困難を極めているということですか。酪農農家の個々の施設がありますが、この施設をどうするかという質問をしたんですが。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 個々の酪農家の施設につきましては、自分で堆肥舎をもって、堆肥化をされておる農家もありますし、それから自分の所有している草地に、まあ、現糞尿のまま撒いて、その肥料として使われている農家もありますが、やはりその売れ残ったり、あるいは上質な堆肥ができなかったりという、その手間の問題等もありまして、まあ、どの酪農家さんもそのへんの処理に苦慮されているということが、まあ、郡酪から報告されております。で、そういうこともあって、まあ、何とか共同化して、その分の手間を各酪農家から少し、まあ、楽にすると、その代わりその楽になった手間の部分を肥育管理、飼、あのう、飼育管理にあてるとか、あるいは頭数を増やすとか、逆なその所得を多くなるような方向性で、まあ、考えてみたいというお話でござい

た。はい。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 次の質問ですが、報道によりますと本町には乳牛と和牛が各600頭、豚が4千500頭、鶏が約2万羽いるとなっております。私の記憶では合併当時は乳牛は690頭余りおったと思うんですが、だいたい現在と比較してみな減っておるんでしょうか。頭数的には。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 議員おっしゃいましたように、新聞には、和牛乳牛それぞれ600頭、豚が4千500頭、鶏が約2万羽というふうに、まあ、報道されておりますけれども、合併当時と比べてどうかということで、これは毎年2月に調査をしております。で、合併が16年の秋でしたので、まあ、さ、合併後最初の調査ということになりますと、17年の2月ということになりますが、この17年の2月時点では先ず、乳牛が664頭、それから繁殖牛が57戸で217頭、先ほどの酪農は14戸です。14戸で664頭。繁殖が57戸で217頭でございます。それから肥育牛につきましては3戸で396頭、それから鶏類について100羽以上の農家について、これは3戸、2万3千羽というふうになっております。それから養豚につきましては1戸で千、4千500頭となっております。これが17年の2月時点での数字でございます。で、22年の2月時点での数字を申しあげます。酪農につきましては1戸減りまして、13戸で605頭になっております。繁殖牛につきましては37戸197頭となっております。肥育牛につきましては3戸423頭となっております。鶏類につきましては同じくこれは変わっておりません、3戸で2万3千羽。それから養豚につきましても17年と同じ1戸で4千500頭というふうになっております。で、数字的にはですね、繁殖農家が約20戸ばかり減っております。これは、あのう、高齢化による離農が殆どの要因です。まあ、しかしながら頭数自体は217頭から197頭と、まあ、思ったほど減っておりませんので、飼育農家は減りましたが、1戸あたりの飼育頭数は、まあ、若干増えたのかなというふうに見ております。以上でございます。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、多少は減っているということでございますが、このような状態の中で本町の畜産振興を10年先、20、20年先を持続する畜産を目指すことの検討をなされ、今回の堆肥製造施設となったのでしょうか、まあ、検討中と言われれば、どうにもなりませんが、一つよろしくお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まあ、10年先20年先というと、まあ、かなり長いスパンになりますけれども、まあ、そこまでのことかどうかというのは我々も今検討している最中ではありますが、まあ、今まで水田農業とそれから畜産の関わりというのは、まあ、相対で、堆肥が取り引きをされるという程度に、まあ、留まっておりました。で、支援センター開設以来水田農業に関してですね、まあ、三つテーマを設けて、あのう、検討してきております。一つは人の問題、特に高齢化と若者の農業離れ、まあ、これをどうやって、まあ、解決していくのかという問題。それから二つ目に農業の、その経済性の問題ですね。これはアンケートをとってみますと9割以上の農家が自分の経営

は赤字だというふうに答えておられますので、これは、これじゃあ、まあ、まずいだろうと、やっぱり若い人に継いで貰おうということになれば少なくとも赤字は解消したいというのがございます。もう一つは先ほども言いました転作田の活用という、まあ、大きな問題、三つの問題があったわけですが、で、この中でその転作田未活用農地を、まあ、どういうふうにして、何を植栽していくのか、植えていくのかということで、まあ、昨年から飼料用の稲に取り組んでおりますが、これは今から先もやはり拡大して極力、あのう、稲による転作、これは、まあ、機械も水稲、主食、主食用の水稲と同じ機械が使えますので、まあ、新たな投資もかかりませんし、まあ、是非そういう方向を進めていきたいとは思っておりますが、これは飼料用の稲にいたしましても、飼料用の米にいたしましても、いわゆる新規需要米という、まあ、ジャンルに、こう定義されるわけですが、その新規需要米につきましてはあくまでも買い手があって初めて栽培ができるというのが新規需要米です。これは米粉にしましてもそうでありまして、まあ、今、今言いました飼料用の米、稲にしましても、まあ、そういう種類であります。で、我々としても乳牛なり、あるいは、まあ、他の畜産いろいろな家畜の頭数が減ることになりますとそ、結局そ、そちらの方の面積も伸びていかないということになりますので、そちらを伸ばそうと思えばやはり畜産農家の方もある意味振興していかないと、頭数を確保していかないと、そういう飼料稲も伸びていかないということになります。で、特に今使っていただいているのは乳牛でございますが、乳牛の頭数についてはもちろんその13戸の農家の年齢を見てみますと、高齢な方もおられまして、まあ、あと何年かで、あのう、止めるよという農家もおられるわけではあります。で、あのう、きちっと後継者もおられて規模拡大をしても良いという農家もありますし、それから、他の地域から邑南町の中へ農場を持ちたいというふうなお話も時々あるわけです。で、そういうふうなことを考えますと、まだまだ畜産振興というのは可能だと思っておりますし、それからやっぱり水田農業と畜産振興というのはもう邑南町の場合はもうほんとに両輪のようにこう進めていかななくてはいけないと思っておりますので、そういう意味で今回の施設を今検討しているということになります。どうぞご理解いただきたいと思います。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 稲作農家、畜産農家のそう、双方が成り立つように考えてとるということでございました。最後に私たちの地域農業の課題はT P Pを始め耕作放棄地、有害鳥獣等課題が山積しております。環境保全型農業の推進、有機農業の里づくりは大丈夫でしょうか。はっきりとした農業の方向性を示す必要があると思いますが課長のお考えは。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 環境保全型農業あるいは有機農業につきましては今議員さんおしゃったように私も、まあ、ほんとにそう思います。で、特に、まあ、今日の一般質問にもありましたがT P Pの中でも農水省の試算で米はどうなるかということと新潟コシとそれから有機米だけが残るというふうなこともありますので、やはりあの有機というのは一つの今から先のキーワードになるんだろうというふうに思います。で、邑南町の中では、まあ、特に当時の石見町、これは恐らく50年代だろうと思いますが、その頃から、まあ、有機農業という言葉が使われておったように思います。で、その50年代に先ず、パーク堆肥センターが建設されております。で、いわゆる、まあ、堆肥利用が可能になるような基地がその頃作られております。それからJ Aと広島生協との取り引きもそのあたりから始まっております。げんよう、減農薬での農産物栽培というふうなものがそ



の時代から行われるようになってきたというふうに聞いております。それから昭和に入りまして、当時の石見の総合振興計画、この中で、いや、昭和なんです。昭和60年代ぐらい、まあ、まあ、平成のちょっと前ですね、になって、当時、まあ、石見町でございますが、総合振興計画の中で有機農業ということが、一つのその農、産業分野の方で位置づけをされております。それから更に平成2年の過、過疎計画の中で実践ほ場の設置も行われて、いろいろ活動もその後あったようであります。で、その後減農薬のコシヒカリが栽培されるようになりまして、これが生協広島へ出荷されるようになってきております。そして平成14年になってその石見で始まった減農薬コシヒカリに、まあ、新たなハープ米という、まあ、命名がされまして、いわゆる、まあ、島根おおちJAのブランド米として生協広島を始め九州の東米穀あたりに出荷をされるという取り組みが今まで行われております。野菜につきましては雲井の里とか、あるいは香楽市とかいうふうな、まあ、産直市の生産者を中心にですね、減農薬の野菜等の取り組みも行われております。で、今議員のご指摘のありました、環境保全型農業につきましては、ええっと、平成19年に農地水環境保全向上対策事業いうものが創設をされておまして、先進的営農活動いわゆる、まあ、1階部分と2階部分というふうに呼んでおりましたが、その2階部分はいわゆるエコロジー農産物として化学肥料、化学農薬を、まあ、半減、半減するような、まあ、設計なわけですけれども、そういうことを推進した結果、瑞穂、羽須美も含めて町内全域でそういう取り組みがなされるように現在なっております。で、今年のところその面積が143ヘクタールとなっております、これは邑南町の全耕作面積の約1割になったところであります。で、引き続き、まあ、そのTPPのこともありますし、国内での、まあ、産地間競争を勝ち抜くためにも耕畜連携の枠組みを中心にしてですね、引き続き一層推進をしてまいりたいというふうに考えております。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 耕畜連携の元に稲作農家、畜産農家双方メリットのある仕組みづくりをするというように解釈しました。環境に優しい農業をめざし、持続可能な農業をしていただきかい、たいことを願いこの質問を終わります。続いて、2番目の質問でございますが、道德教育の推進についてということでございまして、小中学校学習指導要領では校長のもとに道德教育推進教師を置き、全教師が一丸となって道德教育を推進することが規定されております。本町での道德教育推進教師の配置状況、推進状況をお伺いします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 本町の道德教育についてのご質問でございます。まず、邑南町の各学校、12校あるわけでございますが、小中学校の学習指導要領に基づきまして、全校にこれは、あのう、他の業務を兼ねておるわけでございますが、道德教育推進教師を配置しております。また、学指導、学習指導要領のことでございますが、学校の教育活動全体を通じまして、道徳的な心情、判断力、実践力と重ねて態度などの道徳性を養うこととしておまして、全教育活動におきまして道德教育の推進や充実に関して道德教育の指導計画を作成し、それに基づきまして児童生徒の発達段階に応じました重点目標を掲げるなどして、教育活動の中で、全教師が一丸となりまして、道德教育に取り組んでいただいております。以上でございます。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 全教師が一丸となって道德教育を実施しとるということでございますが、その時間数はどのぐらいでしょうかね。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 基本的に、あのう、道德教育につきましては他の科目と違いまして全教科に渡ってやるということが、まず義務づけられております。あわせまして道德教育に限って単元で言いますと、小中学校ともだいたい1週間に1単元、つまり、まあ、35時間を用意しております、まあ、小学校1年の場合は入学の当初の関係がありますので、34単元になっておりますが、そのようになっております。したがってまして道德の科目とあわせて全教科に通じる科目ということで二つに分けてやっております。以上でございます。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) ええっと、関連ですが、本町の小中学校ではいじめ暴力等の事例はございませんかね。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) いじめ暴力行為につきましては、それぞれ時系列的に調査等行っております。現在行っています調査におきましては8月末までのいじめ問題につきまして報告は1件1校あがっております、1学期中にそれは問題は解決しております。で、暴力行為につきましては現在進行中でございますが、これについて、つきましては学校と教育委員会とあけて解決すべく準備をしながらいろいろ相談等加えながら、今解決に向かって進んでおるところでございます。他の細かいいろいろな問題につきましては我々教育委員会に上がって来る案件と学校現場独自で自力で解決していただく案件があります。その棲み分けはなかなか難しいんですが、基本的には、あのう、10月頃から学校の校長先生を通じて、すべからく報告するようにということを義務づけておりますが、現場での解決にも力を注いでいただくということです。で、教育委員会は学校を指導する立場でありますので、学校で遅々として進まない案件あるいは学校で悩んでおられる案件については出かけて行って一緒に解決に努力しています。以上です。

●清水議員(清水優文) はい。

●議長(三上徹) はい、清水議員。

●清水議員(清水優文) 暴力行為じこ、事件が1件あり、今解決に向かっというということでございます。早期な解決を望みます。道德は道德の時間だけで済むものでなく、学校行事や地域の行事、他の教科、体育などの時間を含め総合的に進める必要があると思います。子ども達が興味をもって感心を深める取り組みをお願いをしまして、早くはございますが、私の質問を終わります。

●議長(三上徹) 以上で清水議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さんでございました。

—— 午後 4 時 7 分 散会 ——